

認定介護福祉士養成研修 認証申請の手引き

(審査手続要領)

(2026年4月版)

認定介護福祉士養成研修を行うためには、認定介護福祉士認証・認定機構から研修の認証を受ける必要があります。このガイドラインは、この認証を受けるための手引きです。

目 次

1. 認定介護福祉士研修の認証について	1
1) 研修認証の目的	2) 認証審査について
3) 2024 年度研修認証審査スケジュール	4) 研修認証の流れ
2. 認定介護福祉士研修認証申請手続き	2
1) 申請期間	2) 申請方法
3) 申請料振込	4) 申請書類の送付
3. 審査結果通知及び公表	3
4. 不服申立	3
5. 研修認証申請要件	5
1) 実施主体	2) 研修目標・到達目標
3) 研修内容	4) 研修方法
5) 研修時間	6) 受講要件
7) 定員（講師の配置基準）	8) 修了要件・修了評価
9) 講師要件	10) 手引き・学習コンテンツ
11) 認定介護福祉士 研修認証基準	
12) オンライン研修実施基準	
6. 申請書類及び記入要領	55
1) 申請書（様式第 1 号、別紙 1～3）	55
2) 実施報告書（様式第 2 号、研修実施報告書）	66
3) 更新申請書（様式第 3 号、別紙 1～3、様式第 4 号）	68
7. 研修修了証	74
8. 諸規定	74
1) 認定介護福祉士 研修認証規則	74
2) 認定介護福祉士 研修認証規則施行細則	78
3) 認定介護福祉士 研修認証審査要綱	82
4) 認定介護福祉士 研修認証基準における機構の定める研修について	84
9. 問合せ先	85

1. 認定介護福祉士研修の認証について

1) 研修認証の目的

研修認証審査は、研修実施団体より申請された研修が認定介護福祉士研修認証基準に定める科目の基準および研修実施機関の基準を満たしているかを確認することで質の担保を図るものです。

2) 認証審査について

研修認証申請のあった研修について、認定介護福祉士で必要とする研修科目の基準および研修実施機関の基準を満たしているかどうか判断をするため、書類審査を行います。審査は複数の審査員による審査をふまえて、認証委員会において一科目ごとにそれぞれ行います。

3) 研修認証審査スケジュール

①研修認証申請期間

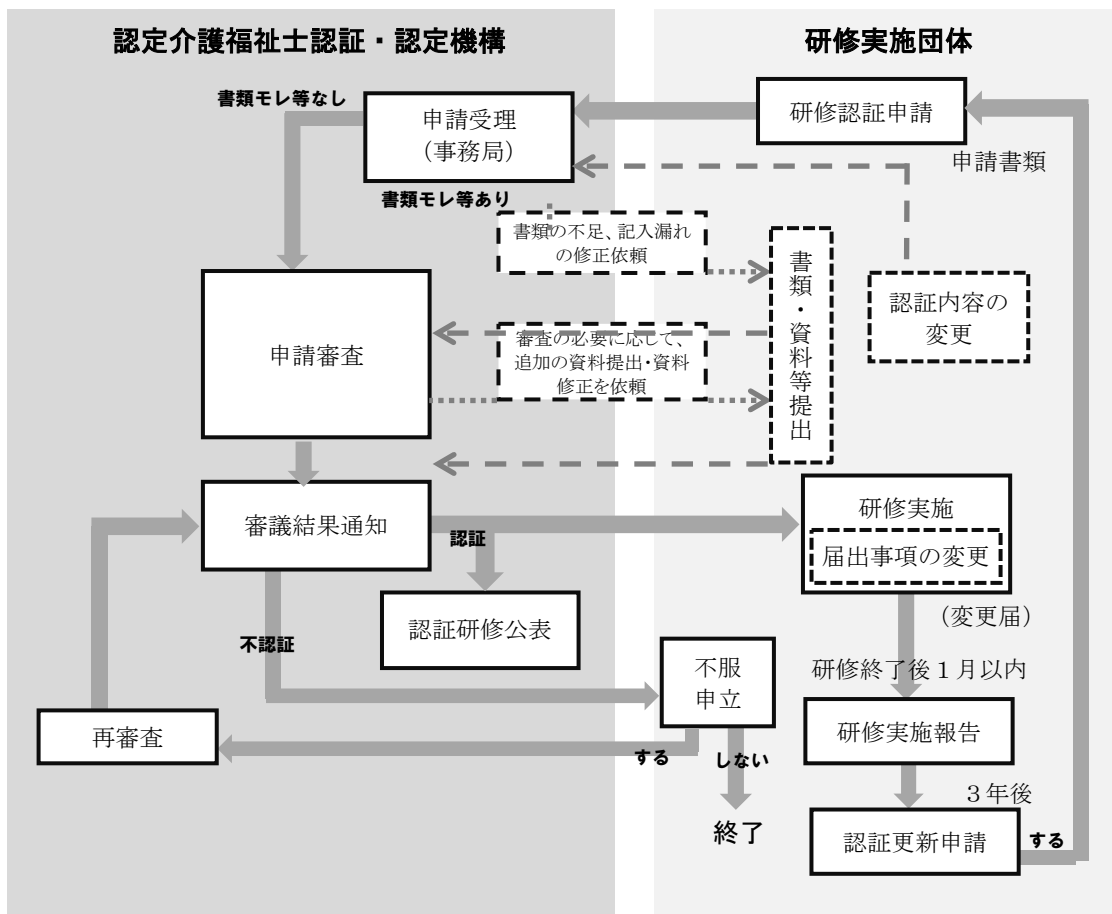
(上期) 申請期間：4月15日必着 (下期)・申請期間：10月15日必着

②研修認証審査結果通知

(上期)・審査結果の通知時期：10月(予定) (下期)・審査結果の通知時期：4月(予定)

※審査には一定のお時間を要します。審査の結果、申請書の修正指示がある場合も想定されます。研修実施日から逆算をして余裕のあるスケジュールで早めの申請をお願いします。

4) 研修認証の流れ



2.

研修認証手続き

1) 申請期間

(上期) 申請期間：4月15日必着 (下期)・申請期間：10月15日必着

2) 申請方法

①申請書、コマシラバスの様式を本機構ホームページ (<https://www.jaccw.or.jp/nintei>) よりダウンロードし、必要な事項を記入してください。(旧様式で提出された場合は、書き直しをお願いさせていただきます)

②申請書(様式第1号以外)は、機構事務局まで加工のできる電子データ(ワード)をメールで提出してください。

③頭紙(様式第1号)は、押印のうえ、PDF化し電子データを提出してください。(PDF化が難しい場合は郵送でご提出ください)

④申請が認証された後に提出していただく、申請書最終版は申請書確定版として電子データ(ワード)をメールで送付してください。

※注意事項

- ・申請書類は、ワードで作成してください。(様式第1号を除く申請書類は、データ提出の際にPDF化の必要はありません。)
- ・年月の記入は、西暦を使用して記入してください。
- ・5科目以上の申請を一度に行う場合は、事務局まで事前にご相談ください。

3) 申請料振込

- ・申請料 認証科目1科目につき3万円
- ・振込期間 申請書受付後に審査費用請求書を事務局よりお送りいたしますので、期限内にお振込みください。
- ・振込口座
振込口座：みずほ銀行 新橋支店 普通預金
口座番号：2727352
口座名義：公益社団法人日本介護福祉士会 シヤ)ニホンカイゴフクシシカイ

4) 申請書類の送付

- ・申請期間内に申請書類等をメールにて提出ください。
- ・書類の持参は受け付けません。メール送付をお願いします。
- ・書類についての個別の問い合わせは、原則として受け付けません。

【問合せ先】

認定介護福祉士認証・認定機構 事務局

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-1-13 小野水道橋ビル5階 日本介護福祉士会内

TEL：03-5615-9499 FAX：03-5615-9296 MAIL：nintei@jaccw.or.jp

3. 審査結果通知及び公表

1) 審査結果通知

審査結果は、申請者宛に文書で通知します。電話等での個別のお問い合わせには応じられません。

(申請受付後、審査結果通知が届くまで概ね7か月～8か月かかります。)

審査結果通知には、以下の結果が記載されます。

- 適 …認証証発行。申請書の内容が認証基準を満たしているため認証。
意見付き適…認証証発行。申請書の内容が認証基準を満たしているため認証。ただし、実施にあたっては審査員から出された意見（コメント）内容に留意して研修を実施すること。
条件付き適…認証証未発行。申請書の内容では認証基準を満たしていないため認証できないが、審査員から出された改善の条件を踏まえ申請内容の一部を修正することで認証される場合もあり。
却下 …認証証未発行。申請書の内容では認証基準を満たしていないため認証できない。修正受付不可（一部修正では対応できないと考えられるもの）

2) 認証証の交付

認証された研修については、認証番号を記載した認証証を交付します。認証証は審査結果通知に同封します。

※認証証の交付を受けずに養成研修を実施した場合は、すでに実施されたとしても研修修了は無効となります。必ず認証証が手元にあることを確認して養成研修を実施ください。

また、認証の有効期間は研修開始日より3年間となっております。継続して研修を実施する場合、更新申請が必要となりますので有効期限にご留意ください。

3) 審査結果公表

認証された研修は、機構ホームページにて公表する場合があります。

4) 審査結果に関する情報開示

認証審査結果が却下であった場合は、審査結果通知の送付の際に不可理由について記載します。

4. 不服申立

認証申請した研修が認証されなかったときおよび認証された研修の認証が取り消されたときは、次の事項について不服申立ができます。

- ①認証申請をした研修が認証されなかったときは、認証基準に適合しないという判定について、その結論の基礎となっている事実誤認の有無について
- ②研修の認証が取り消されたときは、認証取消しの判定について、その結論の基礎となっている事

実誤認の有無について

1) 申立手続き-----

事実誤認であることについての根拠となる資料を付して行ってください。

2) 申立期間-----

審査結果を受領してから 60 日以内

5. 研修認証申請要件

研修認証申請をする研修は、研修実施体制、実施内容について研修認証基準にそって審査します。次に掲げる項目についてすべて満たしていなければなりません。

<研修認証基準の基本的な考え方>

- ・研修実施団体は法人格を有していること。
- ・研修管理責任者（研修全体の責任者）、申請担当者（申請業務担当者）が設置されていること。
- ・研修を実施するに十分な体制（研修内容を共有する体制等）が整っていること。
- ・受講者の個人情報や単位取得歴、受講者名簿等の記録を適正に管理、保存すること。
- ・科目について研修認証基準に基づく。

1) 実施主体-----

- ①法人格を有すること。
- ②申請担当者が配置されていること。

2) 研修到達目標-----

研修到達目標が、研修認証基準に定める科目ごとに設定される「教育目的」及び「到達目標」を含むこと。

3) 研修内容-----

- ①研修の内容が、研修認証基準に定める科目ごとに設定される「教育目的」及び「到達目標」を達成できる内容であること。
- ②研修の内容が、研修認証基準に定める科目ごとに設定される「含むべき内容」を含むこと。
- ③「研修プログラム」には、研修全体の構成、事前・事後課題の具体的な内容、使用教材が記載されていること。担当講師以外が添削を担当する場合は添削担当者等についても届出をすること。
- ④課題や講義で使用する教材・テキスト、備品等に妥当性があること。

4) 研修方法・研修時間-----

- ①研修方法及び研修方法毎の時間数が記載されていること。
- ②研修認証基準に定める科目ごとに示す単位数以上であること。
- ③1単位は15時間以上とする。この「時間」についてはスクールアワーの考え方をとることができる。（※スクールアワーとは、大学等で90分の授業を2時間として扱うもので、90分の授業を15回行うことで30時間＝2単位として扱うこと）なお、この時間には休憩時間は含めない。
- ④研修時間のうち、科目の含むべき内容に該当しない事項（評価試験時間等）については、認証研修時間からは除くこと。
- ⑤研修認証基準に定める科目ごとに示す「課題学習の可否」に示す課題学習時間数を超えないこと。

⑥オンラインを活用した研修を実施する場合は、「認定介護福祉士養成研修に係るオンライン研修実施基準」に準拠し実施すること。

5) 修了要件・修了評価-----

①全課程の出席が原則とされていること。やむを得ない遅刻・早退・欠席がある場合について、遅刻・早退・欠席が認められる範囲、レポート等による代替措置、履修の期間延長などの取り扱いとその基準が定められていること。

②課題がある場合、提出・合格等が原則とされていること。

③課題の提出がない場合等の代替措置などの取り扱いが定められていること。

④到達目標に基づく修了の評価を行うこと。

⑤修了評価は、評価基準と評価方法が明確であること。

・評価基準については、到達目標に達している・達していないについての判断根拠が定められていること。(判断根拠は、どのような内容をもって合格とするのか具体的な評価のための根拠となる基準を示すこと)

・評価方法が定められていること。

6) 定員-----

①演習等が適切に実施できる人数であること。

※認証を受けた研修において、決められた定員を超えて受講することは認められません。

7) 講師等の体制（講師要件）-----

①講師の選定基準（講師要件）は、認証基準に定める科目ごとに示す「講師要件」を満たしていること。

②補助講師、ファシリテーターなどを配置する場合は、補助講師、ファシリテーターの選定基準について、それぞれ明確に定められていること。

・補助講師・・・講師と受講生の橋渡し役、受講生への助言を行う者

・ファシリテーター・・・演習時に中立的な立場で参加し、グループディスカッションが円滑に進むようにする者

8) 受講要件-----

①認証基準の受講要件を満たしていることの確認を行うこと。

②認証基準に定める科目毎の受講要件が示されていること。

9) 手引き・学習コンテンツ-----

研修に関する手引き、学習コンテンツを機構ホームページ（ <https://www.jaccw.or.jp/nintei> ）で公開しています。申請書作成、研修時に参考としてください。

【ガイドライン】

「研修の企画・展開の手引き（講師用ガイドライン）」

【学習コンテンツ】

- ① 「認定介護福祉士養成研修導入」
- ② 「医療に関する領域」
- ③ 「リハビリテーションに関する領域」
- ④ 「認知症に関する領域」
- ⑤ 「福祉用具と住環境」
- ⑥ 「生活支援・介護過程に関する領域」「自立に向けた介護実践の指導領域」
- ⑦ 「心理・社会的支援の領域」
- ⑧ 「マネジメントに関する領域」

※科目「地域生活の継続と家族支援」の学習コンテンツはございません。

認定介護福祉士養成研修に関するガイドライン、研修教材

<https://www.jaccw.or.jp/nintei/training/subsidy>

< 研修認証基準 >

認定介護福祉士研修認証基準

認定介護福祉士認証・認定機構研修認証規則第6条の規定に基づき、認定介護福祉士研修認証の基準について定める。

(研修の認証区分)

第1条 研修の認証は、別表1に定める科目ごとに行う。

(認証基準)

第2条 研修の認証の審査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 研修実施機関 (様式第1号関係)

審査項目	審査内容	備考
研修実施	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を有していること ・申請担当者が配置されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請担当者は、申請業務を担当する者

(2) 研修内容 (様式第1号 (別紙1) 関係)

審査項目	審査内容	備考
認証申請する研修の名称		<ul style="list-style-type: none"> ・開講する研修の名称を記載すること
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の教育目的に、科目ごとに設定される「教育目的」が含まれていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証規則第2条に掲げる能力を担保するためのものであることを前提として、科目ごとに設定された事項を含むこと ・科目ごとに設定される「教育目的」「到達目標」の内容を踏まえること
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の到達目標に、科目ごとに設定される「到達目標」が含まれていること 	
研修方法 研修時間	<ul style="list-style-type: none"> ・研修方法及び研修方法毎の時間数が記載されていること (研修方法) ①対面研修課程 ②ライブ・リアルタイム配信による研修(受講者・講師等の両者がオンライン (ZOOM等) に参加して行う研修) 課程 ③ライブ・リアルタイム配信による研修(講師のみオンライン (ZOOM等) に参加して行う研修) 課程 ④オンデマンド配信による研修課程 ⑤受講者が対面研修とライブ・リアルタイム配信による研修を選択できるハイフレックス 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインとはインターネット回線を利用し、たとえばZOOM等のWEBツールやメール等の送受信ができることと定義される。本研修でのオンラインを活用した研修とは、ZOOM等を利用した研修、オンデマンド配信等を指すこと ・オンラインを活用した研修を実施する場合は、別に定める「認定介護福祉士養成研修

審査項目	審査内容	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・到達目標に達していない場合の対応についても記載すること ・複数の評価を組み合わせる場合は、記載欄を追加し、評価方法ごとに記載すること
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・演習等が適正に実施できる定員で設定すること 	
講師等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の選定基準（講師要件）は、科目ごとに定められた「講師要件」を満たす内容であること ・補助講師・ファシリテーターを配置する場合は、選定基準が記載されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師については、認証申請時に届出をする事項とする。ただし、届け出た事項に対して研修認証委員会において意見を付すことがある ・演習のファシリテーターは、受講者数を踏まえ適切に配置すること
受講要件	<p>I 類</p> <p>(1) 次のアからウのいずれをも満たしていること</p> <p>ア 介護福祉士資格取得後の実務経験5年以上（実務経験の考え方は介護福祉士国家試験の受験資格に準ずる）</p> <p>イ 介護職員を対象とした現任研修の受講歴として、100 時間以上の履歴を有していること</p> <p>ウ 研修実施団体の課すレポート課題又は受講試験において一定水準の成績を修めていること。ただし、機構の定める研修を修了している場合は免除する。</p> <p>なお、レポート課題又は受講試験の実施は、「認定介護福祉士概論」を実施する研修団体において行うこと。</p> <p>(2) 次のエ又はオを満たすことが望ましいこと</p> <p>エ 介護職の小チーム（ユニット等、5～10 名の介護職によるサービス提供チーム）のリーダー（ユニットリ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者募集時に左記の要件を確認すること ・課題の中には自職場での実践が求められる科目があることに留意すること

審査項目	審査内容	備考
	<p>ーダー、サービス提供責任者等) としての実務経験を有すること</p> <p>オ 居宅、居住(施設)系サービス双方での生活支援の経験があること</p> <p>(3) 次の科目については、受講要件を問わないものとする。</p> <p>① 「疾患・障害等のある人への生活支援・連携Ⅰ」</p> <p>② 「生活支援のための運動学」</p> <p>③ 「生活支援のためのリハビリテーションの知識」</p> <p>④ 「福祉用具と住環境」</p> <p>⑤ 「認知症のある人への生活支援・連携」</p> <p>⑥ 「心理的支援の知識技術」</p> <p>Ⅱ類</p> <p>(1) 次のア、イのいずれをも満たしていること</p> <p>ア 認定介護福祉士養成研修Ⅰ類を修了</p> <p>イ 介護職の小チーム(ユニット等、5~10名の介護職によるサービス提供チーム)のリーダー(ユニットリーダー、サービス提供責任者等)としての実務経験を有すること</p> <p>(2) 次のウを満たすことが望ましいこと</p> <p>ウ 居宅、居住(施設)系サービス双方での生活支援の経験をもつこと</p>	

(3) コマシラバス(様式第1号(別紙2)関係)

審査項目	審査内容	備考
時間数	・対面研修課程・オンラインを活用した研修における1日の研修時間が、受講者・講師の負担を配慮した時間数で設定されていること	・スクールアワーを適用した研修の実時間数ではなく、基準に基づく時間数を記載すること
スクールアワー適用の有無	・スクールアワーの適用の有無が明確にされていること	・集合研修では、45分の研修時間をもって1時間として取り扱うことができる
含むべき内容	・科目ごとに設定される「含むべき内容」	

	がすべて含まれていること	
課題学習	<ul style="list-style-type: none"> ・事前・事後課題の具体的内容が記載されていること ・課題学習を可とする時間数を超えていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前・事後課題にあつては、課題内容、課題への取り組み方(使用教材を含む)、文字数、提出方法等を記載すること
開講時間	<ul style="list-style-type: none"> ・開講時間及び時間数が適切に設定されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールアワーの適用がある場合であっても、細かすぎる時間設定は現実的ではなく望ましくない ・科目の含むべき内容に該当しない事項(評価試験等)についても記載し、「研修時間外」等の研修時間に含まないことがわかるように記載すること
テーマ 展開内容	<ul style="list-style-type: none"> ・研修のテーマ、展開が具体的かつ適切に記載されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・講義ポイントや演習の具体的内容、課題の活用方法、評価試験の実施方法など、できる限り具体的に記載すること ・科目ごとに設定される「留意事項等」に留意し記載すること ・制度政策等の動向を踏まえ、必要な項目について、適宜研修の内容に組み込むこと
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する教材・テキスト、課題などが記載されていること ・使用する教材・テキスト、備品等に妥当性があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内で課題を活用する場合
担当講師	<ul style="list-style-type: none"> ・担当講師名が記載されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助講師やファシリテーターを活用する場合もその旨記載すること

2 各科目の教育目的、到達目標、時間数、含むべき内容、留意事項等、課題学習の可否、修了評価の方法、受講要件、講師要件は、別表2による。

(単位の基準)

第3条 講義中心とする科目については、15時間を1単位、演習を中心とする科目については、30時間を1単位とする。

(届出事項) (様式第1号(別紙3)関係)

第4条 認証申請に当たっては、審査項目の他、次に掲げる事項について申請時届け出るものとする。

届出事項	内容	備考
研修の実施予定	・研修の実施予定がすべて記載されていること	・予定に変更がある場合は、都度届出を行うこと
講師	・講師に複数の講師歴や業績等がある場合は、特に担当する科目に関する講師歴や業績を記載すること ・担当講師として選定した理由を記載すること	・届け出た事項に対して研修認証部会において意見を付すことがある ・複数の講師がある場合は、必要に応じて記載欄を増やして対応すること
研修の実施体制	・研修実施に十分な体制が整っていること	・研修の運営体制であり、法人の業務執行体制ではないことに留意すること。
研修受講履歴管理	・受講履歴管理の方法の妥当性を確認する受講者の記録を適正に管理、保存できる体制が整っていること	・受講履歴（受講者の個人情報や単位取得歴等）は、紙媒体及びデータにより、10年以上保存すること

(改廃)

第5条 この基準の改廃は、認定介護福祉士養成研修認証部会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 この基準は、2022年3月23日から施行する。
- 2 この基準は、2023年4月28日から施行する。
- 3 この基準は、2025年4月11日から施行する。

(別表1) 認定介護福祉士養成研修 カリキュラム

	領域名	科目名	単位	時間(課題学習を可とする時間)	形態
I 類	認定介護福祉士養成研修導入	認定介護福祉士概論	1	15(7)	講義・演習
	医療に関する領域	疾患・障害等のある人への生活支援・連携Ⅰ	2	30(30)	講義
		疾患・障害等のある人への生活支援・連携Ⅱ	2	30(15)	講義・演習
	リハビリテーションに関する領域	生活支援のための運動学	2	10(10)	講義
		生活支援のためのリハビリテーションの知識		20(8)	講義・演習
		自立に向けた生活をするための支援の実践	2	30(8)	講義・演習
	福祉用具と住環境に関する領域	福祉用具と住環境	2	30(0)	講義・演習
	認知症に関する領域	認知症のある人への生活支援・連携	2	30(15)	講義・演習
	心理・社会的支援に関する領域	心理的支援の知識・技術	2	30(15)	講義・演習
		地域生活の継続と家族支援	2	30(15)	講義・演習
	生活支援・介護過程に関する領域	認定介護福祉士としての介護実践の視点	2	30(0)	講義・演習
		個別支援計画作成と記録の演習	2	30(0)	講義・演習
		自職場事例を用いた演習	1	30(20)	演習・講義
I 類 計				345(143)	
II 類	医療に関する領域	疾患・障害等のある人への生活支援・連携Ⅲ	2	30(15)	講義・演習
	心理・社会的支援に関する領域	地域に対するプログラムの企画	2	30(15)	講義・演習
	マネジメントに関する領域	介護サービスの特性と求められるリーダーシップ、人的資源の管理	1	15(7)	講義・演習
		チームマネジメント	2	30(15)	講義・演習
		介護業務の標準化と質の管理	2	30(15)	講義・演習
		法令理解と組織運営	1	15(7)	講義・演習
		介護分野の人材育成と学習支援	1	15(7)	講義・演習
	自立に向けた介護実践の指導領域	応用的生活支援の展開と指導	2	60(40)	演習・講義
		地域における介護実践の展開	2	30(0)	講義・演習
II 類 計				255(121)	
合計			37	600(264)	

※ 1時間を45分とすることができる。

※ 講義中心とする科目については、15時間を1単位、演習を中心とする科目については、30時間を1単位とする。

別表2（第2条関係）領域・科目毎の研修内容

領域名	認定介護福祉士養成研修導入
科目名	認定介護福祉士概論（認定介護福祉士の役割と実践力）
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体の導入として、認定介護福祉士に求められる役割、本研修で獲得すべき知識、実践力と、本研修全体の組み立てについて理解させる。 ・介護現場の様々な問題がなぜ起きるのかについて、介護観・支援目標の共有化など、チーム運営の視点の重要性を理解するとともに、自立を支援するために根拠に基づいた介護を実践することの必要性を理解させる。 ・自ら考える力・自ら学ぶ力の重要性を改めて確認させる。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・認定介護福祉士養成研修の体系を理解し、学習計画を立てる。 ・認定介護福祉士に求められる役割と実践力について説明できる。 ・介護現場でおきる問題について、チーム運営の視点で分析する重要性を説明できる。 ・自立を支援するために根拠に基づいた介護を実践することの必要性を説明できる。 ・自分自身の価値観が自らのリーダーシップにどのように影響しているかを自覚する。
時間数	15時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認定介護福祉士の社会的使命と介護の専門性 <ul style="list-style-type: none"> ・介護をめぐる社会的動向（地域包括ケアシステム、地域共生社会、医療・介護連携、生産性向上、介護の質の向上等）と介護福祉士の役割の変化 ・認定介護福祉士に求められる役割と実践力（根拠ある生活支援、介護職のチーム運営・マネジメント、職種間連携、地域連携） ○介護現場における様々な問題とその要因 <ul style="list-style-type: none"> ・職種間または組織間に起こりやすい問題 ・利用者への関わり方や介護観の相違により起きる問題 ○チーム運営と職種間連携、求められるリーダーシップ <ul style="list-style-type: none"> ・チームを構成する職種間連携 各職種の役割・機能の理解 ・チームケア・チームアプローチとは何か ・チームにおける介護観・援助目標の共有化 ・チーム内・職種間の調整 ・チームメンバーとのコミュニケーション
留意事項等	○講義と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は7時間を超えない配分とする
修了評価の方法	<p>筆記試験、レポート（レポートのみでの評価可）</p> <p>【試験による評価】</p> <p>50問程度。</p> <p>【レポートによる評価】</p> <p>①さまざまなチームを構成し、成果をあげるためにはリーダー自らの価値観が影響する。本科目を終えて、今まで体験した事例を交えて学んだことを1600字程度にまとめる。</p>

	<p>②研修の内容を踏まえ、認定介護福祉士としての自分の役割を十分に考えたうえで、自職場における介護職チームが抱える課題にどのように取り組むか。また地域において認定介護福祉士としてどのような活動を行うべきか、について1600字程度にまとめる。</p>
受講要件	<p>(1) 次のア～ウのいずれをも満たしていること。</p> <p>ア 介護福祉士資格取得後の実務経験5年以上（実務経験の考え方は介護福祉士国家試験の受験資格に準ずる）</p> <p>イ 介護職員を対象とした現任研修の受講歴として、100時間以上の履歴を有していること。</p> <p>ウ 研修実施団体の課すレポート課題又は受講試験において一定水準の成績を修めていること。ただし、機構の定める研修を修了している場合は免除する。</p> <p>(2) 次のエ又はオを満たすことが望ましいこと。</p> <p>エ 介護職の小チーム（ユニット等、5～10名の介護職によるサービス提供チーム）のリーダー（ユニットリーダー、サービス提供責任者等）としての実務経験を有すること。</p> <p>オ 居宅、居住（施設）系サービス双方での生活支援の経験があること。</p>
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験がある者 ・修士課程を修了している者が望ましい

科目内容

領域名	医療に関する領域
科目名	疾患・障害等のある人への生活支援・連携 I
教育目的	・認定介護福祉士として、生活支援の場面で必要となる医療的ケアや判断及び医療職等との連携の際の根拠となる医療に関する基礎的な知識を獲得させる。
到達目標	・生活支援場面で必要となる、解剖生理、病態生理、症候、疾病等の基礎的な内容を理解し、他者に説明できる。 ・疾患・障害等について、その機序、主な症状、診断・治療、経過と予後等の生活支援に必要な基礎的な内容を理解し、他者に説明できる。
時間数	30時間
含むべき内容	<p>○ 生活支援場面で必要となる解剖生理、病態生理、症候、疾病等に関する基礎的な知識</p> <p>【「疾患・障害等のある人への生活支援・連携 I」で扱う疾患・症候】</p> <p>発熱、脱水、悪心、嘔吐、下痢、便秘、失禁、頻尿、浮腫、腹痛、食欲不振 咳、痰、喘鳴、呼吸困難、誤嚥 動悸、不整脈、胸痛 難聴、視力障害、眩暈、麻痺、振戦、腰痛、膝痛 不眠 褥瘡</p> <p>○ 疾患・障害等において、生活支援に必要な基礎的な知識</p> <p>各疾患・障害等において、次の内容をふまえる</p> <ol style="list-style-type: none"> ①機序、症状、診断・治療、経過と予後 ②主な薬の知識（作用と副作用） ③リスクと対応 ④生活支援の留意点・観察ポイント ⑤多職種と共有すべき情報 等 <p>【「疾患・障害等のある人への生活支援・連携 I」で扱う疾患・障害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経系疾患 <ol style="list-style-type: none"> ①神経筋疾患（パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等） ②脳血管疾患（脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作（TIA）等） ・高次脳機能障害 ・循環器系疾患（慢性虚血性心疾患・狭心症・急性心筋梗塞・高血圧性疾患） ・呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患・誤嚥性肺炎・不顕性肺炎） ・代謝性疾患（脂質異常症・糖尿病） ・筋骨格系疾患 <ol style="list-style-type: none"> ①骨関節疾患（膝関節症、骨粗鬆症、関節リウマチ・腰部脊柱間狭窄症） ②高齢者に多い骨折等（大腿骨頸部骨折・橈骨遠位端骨折・腰椎圧迫骨折等） ・精神疾患（統合失調症、うつ病、せん妄、アルコール依存症候群、睡眠障害等） ・知的障害（精神遅滞） ・発達障害 ・その他の疾患：老人性白内障、緑内障、老人性難聴

留意事項等	○ 集合研修（講義）又は課題学習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 ※通信学習（e-ラーニングやビデオ学習を含む）の手法も可
修了評価の方法	筆記試験（50問程度、100点満点中60点以上が合格） 【特記事項】この科目は自己学習で試験だけを受けることができる。
受講要件	特になし
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了していることが望ましい ・在宅支援の経験がある医師または看護師が望ましい <ul style="list-style-type: none"> 医師：大学講師以上または日本専門医機構が認定する専門医が望ましい 看護師：大学講師以上または「認定看護師」以上の資格を所持していることが望ましい

科目内容

領域名	医療に関する領域
科目名	疾患・障害等のある人への生活支援・連携Ⅱ
教育目的	・【疾患・障害等のある人への生活支援・連携Ⅰ】における基礎的な医学的知識を活用して状態に応じた生活支援の実践や医療職等の多職種との連携について理解させる。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援で行う医療行為に必要な知識を理解し、状態に応じた生活支援を実践できる。 ・症状や使用している薬から利用者の状態を分析できる。 ・在宅療養者が使用する医療機器の取扱い上の留意点について理解し、説明できる。 ・急変時等の病態等について学び、その対応について判断できる。 ・医療職等の多職種との連携について判断できる。
時間数	30時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援で行う医行為や実践する際の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・医行為と医行為でない行為 ・介護職員等による喀痰吸引 など ○ 意思決定支援 ○ 在宅療養者が使用する主な医療機器の取扱いに関する留意点 (吸引機、HOT、人工呼吸器等) ○ 生活支援における急変時対応 <ul style="list-style-type: none"> ・状態把握と観察のポイント ・急変時の判断とその対応 など (意識低下、発熱、脱水、悪心、嘔吐、下痢、食欲不振、喘鳴、呼吸困難、誤嚥、動悸、不整脈、胸痛、麻痺) ○ 生活支援における服薬管理に関する知識や留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・日常の使用頻度の高い薬の目的と副作用 (消化器系、呼吸器系、循環器系、中枢神経系の薬) ・生活支援における服薬管理 ・アドヒアランス ・誤飲の時の対応 など ○ 主治医やかかりつけの薬剤師等との連携
留意事項等	○ 集合研修（講義）と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は15時間を超えない配分とする
修了評価の方法	筆記試験（50問程度、100点満点中60点以上が合格）
受講要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「認定介護福祉士概論」を修了していること ・「疾患・障害等のある人への生活支援・連携Ⅰ」を修了していること
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了していることが望ましい ・在宅支援の経験がある医師または看護師が望ましい

	医師：大学講師以上または日本専門医機構が認定する専門医が望ましい 看護師：大学講師以上または「認定看護師」以上の資格を所持していることが望ましい
--	---

科目内容

領域名	リハビリテーションに関する領域
科目名	生活支援のための運動学
教育目的	・介護福祉士として生活支援に必要な運動生理及び運動学を理解し、支援することができる力を育成する。
到達目標	・筋・骨・関節など運動器系や脳・脊髄・末梢神経など神経系の解剖・生理機能を理解し、支援に活用できる。 ・関節可動域や関節運動などヒトの基本的な動きについて理解し、支援に活用できる。 ・日常の諸動作の中で、身体各部の相互関係を理解し、支援に活用できる。
時間数	10時間
含むべき内容	○身体表面のランドマークの名称 ○骨、関節、筋、中枢神経、末梢神経などの解剖・生理 ○内部器官の運動時の生理 ○身体運動の基本的知識（関節可動域、筋力、運動の方向、動作、活動） ○運動の基本的な力学的考え方（モーメントなど） ○摂食嚥下における解剖・運動生理
留意事項等	○集合研修（講義）又は課題学習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 ※通信学習（e-ラーニングやビデオ学習を含む）の手法も可
修了評価の方法	筆記試験（50問程度、100点満点中60点以上が合格）、レポート 【特記事項】この科目は自己学習で試験だけを受けることができる。
受講要件	特になし
講師要件	・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了していることが望ましい ・日常業務で介護福祉士と共に働いた経験のあるリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）、または、日本専門医機構が認定するリハビリテーション科専門医が望ましい

科目内容

領域名	リハビリテーションに関する領域
科目名	生活支援のためのリハビリテーションの知識
教育目的	・リハビリテーションの理念や知識を活用し、リハビリテーション職種と連携しつつ生活を支援することができる力を育成する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの理念と ICF（国際生活機能分類）の考え方を理解し、生活リハビリテーションの視点を持つことができる ・関節・骨格筋・神経などの構造に関する知識を活用して運動学的に分析・評価する視点を持つことができる ・病的な状態であっても、可能な動作を考え、支援することができる ・心理的な知識・技術（人間関係論・コミュニケーション手法等）を活用し、利用者の意欲を引き出す視点を持つことができる。 ・リハビリテーション職種との連携・協働を行うために必要な視点や知識を習得し、連携・協働ができる
時間数	20時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○リハビリテーションの理念 ○心身の評価とアプローチ ○各日常生活動作における各関節・筋の運動、および上肢・体幹・下肢の相互関係 ○運動学的視点を生活支援に活かす考え方 ○生活支援の中で活かすリハビリテーションの視点 ○心理的な理解を生活支援に活かす考え方 ○リハビリテーション職種との連携・協働を行うために必要な視点と知識
留意事項等	○講義と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は8時間を超えない配分とする
修了評価の方法	筆記試験（50問程度、100点満点中60点以上が合格）、実技試験、レポート
受講要件	特になし
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了していることが望ましい ・日常業務で介護福祉士と共に働いた経験のあるリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）、または、日本専門医機構が認定するリハビリテーション科専門医が望ましい

科目内容

領域名	リハビリテーションに関する領域
科目名	自立に向けた生活をするための支援の実践
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・残された能力を使って、生活範囲と動作の拡大を図ることができる力を育成する。 ・変形・拘縮の予防などを理解し、生活の中で実施することができる力を育成する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣・食事（摂食・嚥下を含む）・排泄・入浴・整容等の日常生活動作全般に関する考え方や知識を習得し、支援に活用できる ・高齢者や障害者にとっての栄養を理解し、支援に活用できる ・利用者の疾患・障害等に応じた、更衣・食事（摂食・嚥下）・排泄・入浴・整容等を支援する根拠を理解し、疾患・障害等に応じた適切な支援を選択・実践できる。 ・移動（移乗を含む）の意味や目的を理解し、利用者の状態に応じて適切な移動方法を選択・実践できる。 ・リハビリテーション職種との連携や介護チームの指導を行うために必要な知識・技術を身に付け、支援の根拠を言語化し、連携や指導ができる。 ・利用者の能力を活かす支援を考えることができる。 ・可能な限り利用者の社会参加の機会を作ることができる。
時間数	30時間
含むべき内容	<p>○疾患別リハビリテーションの基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳神経系疾患 <ul style="list-style-type: none"> ①認知症（MCI、アルツハイマー型認知症、脳血管型認知症、レビー小体型認知症等） ②神経筋疾患（パーキンソン病、ギランバレー症候群等） ・脳血管障害（脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、TIA等） ・高次脳機能障害 ・精神障害（統合失調症、気分障害、アルコール関連障害、等） ・循環器・呼吸器疾患 <ul style="list-style-type: none"> ①循環器・呼吸器疾患（虚血性心疾患・慢性閉塞性肺疾患・誤嚥性肺炎） ②代謝性疾患（メタボリック症候群[高血圧・脂質異常症・糖尿病・肥満） ・筋骨格系疾患 <ul style="list-style-type: none"> ①骨関節疾患（変形性関節症、骨粗鬆症、関節リウマチ） ②高齢者に多い骨折等（大腿骨頸部骨折・橈骨遠位端骨折、腰椎圧迫骨折等） ・切断・脊髄損傷 ・知的障害 ・発達障害 ・その他の疾患：白内障、緑内障、老人性難聴 <p>○日常生活動作(ADL)指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更衣・食事（摂食・嚥下を含む）・排泄・入浴・整容等の日常生活動作全般についての知識 <p>○日常生活動作介助・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾患・障害等について、疾患・障害の特徴をふまえた日常生活動作の支援を実施するための知識

	<p>○シーティング・移動（移乗を含む）支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の心身機能で行える、確実・安全な移動方法の選択 ・獲得可能な移動方法の選択 ・各移動手段獲得 ・獲得すべき移動手段に必要な能力・機能の評価 <p>○リハビリテーション職種との連携や介護チームの指導を行うために必要な知識・技術</p>
留意事項等	○講義と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は8時間を超えない配分とする
修了評価の方法	筆記試験（50問程度、100点満点中60点以上が合格）、レポート
受講要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「認定介護福祉士概論」を修了していること ・「生活支援のための運動学」を修了していること ・「生活支援のためのリハビリテーションの知識」を修了していること
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了していることが望ましい ・日常業務で介護福祉士と共に働いた経験のあるリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）、または、日本専門医機構が認定するリハビリテーション科専門医が望ましい

科目内容

領域名	福祉用具と住環境に関する領域
科目名	福祉用具と住環境
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具に関する知識を習得して支援に活用することができる力を育成する。 ・住環境の知識を習得して家族や利用者に改修に関する提案できる力を育成する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具に関する基礎的な知識を習得し、支援に活用できる。 ・介護場面に応じて、福祉用具等を選択し、それらを活用した支援技術を習得し、実践できる。 ・住環境に関する基本的な知識を習得し、支援に活用できる。 ・利用者の生活の場となる住環境を評価し、介護場面に応じて改善を提案することができる。
時間数	30時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護場面（移動・移乗、睡眠、起居、排せつ、入浴、食事、コミュニケーション等）に応じた適切な福祉用具の選定や住環境の整備 ○福祉用具・生活支援機器・義肢装具・自助具などの種類と機能 ○利用者の障害の程度による機器の選定方法と、福祉用具を活用する際のリスクの理解 ○利用者の住環境の評価 ○利用者が自立生活を送るための障害の状況に応じた住環境の課題と対策
留意事項等	○講義と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否
修了評価の方法	筆記試験（50問程度、100点満点中60点以上が合格）、レポート
受講要件	特になし
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・日常業務で介護職員と共に働いた経験があり、福祉用具・福祉住環境の知見のある方（リハビリテーション専門職（PT、OT、ST）、リハビリテーション工学技師、義肢装具士、福祉住環境コーディネーター2級以上、福祉用具プランナー等）が望ましい

科目内容

領域名	認知症に関する領域
科目名	認知症のある人への生活支援・連携
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症のある人が地域において自立した生活を営めるように実践的な知識と技術を獲得させるとともに、他の介護職への指導及び認知症のある人を取り巻く環境を形成する他職種や地域との連携を通じて支援していける力を育成する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に関する生活支援に必要な医療的知識を習得し、他者に説明できる。 ・ 認知症の生活支援に必要な知識・技術を習得し、実践できる。 ・ 認知症におけるリハビリテーションの重要性を理解し、他者に説明できる。 ・ 認知症支援に関する社会制度、政策等を理解し、他者に説明できる。 ・ 認知症のBPSDを理解し、よりよい対応ができる ・ 症状や使用している薬等から利用者の状態を分析し、適時・適切なケア方法や医療等の多職種連携の必要性について判断できる。
時間数	30時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症（MCI、アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭葉型認知症、若年性認知症等）について <ul style="list-style-type: none"> ・ その機序、主な症状、生理学的要因、診断・治療、経過・予後、よく使われる薬、生活上の留意点 ○ 認知症の生活支援に必要な知識・技術（リハビリテーションを含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾患別、ステージ別アプローチ ・ パーソンセンタードケア等の理解 ・ 環境調整 ・ BPSDに対応できるより良いケアの理解 ・ 家族介護者への支援 ○ 認知症支援に関する社会制度等 ○ 多職種連携等の基礎的な知識 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に関するアセスメントツール（DASC-21、Zarit8、DBD13、HDS-R） ・ 医療職との連携 ・ リハビリテーション職種との連携
留意事項等	○ 集合研修（講義）と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習の時間が15時間を超えない配分とする
修了評価の方法	筆記試験（50問程度、100点満点中60点以上が合格）、レポート
受講要件	特になし
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・ 修士課程を修了していることが望ましい ・ 在宅支援の経験がある医師または看護師が望ましい <ul style="list-style-type: none"> 医師：大学講師以上または学会認定専門医以上が望ましい 看護師：大学講師以上または「認定看護師」以上の資格を所持していることが望ましい

科目内容

領域名	心理・社会的支援に関する領域
科目名	心理的支援の知識・技術
教育目的	・ 援助対象者の心理を理解・支援するうえで必要な心理学に関する知識を習得し、心理的理解と支援の方法を習得させる。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人間の心理と行動に関する理論を理解し、説明できる。 ・ 自己と他者の心理を理解するための基本姿勢と生じやすいバイアスを理解する。 ・ 学習と欲求・動機づけの理論を理解し、支援に応用できる。 ・ 心理的理解や支援の基本的技法を知り、実践に取り入れる。
時間数	30時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○心理学の基本的理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ ころを科学的に研究することの理解 ○自己と他者の心理的理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己概念の理解（社会的アイデンティティ、社会的比較など） ・ 社会的認知（他者理解のバイアス：ステレオタイプ、帰属錯誤など） ○学習と動機づけの理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習の基本原則と応用（行動理論の理解と自立支援への応用） ・ 欲求と適応の理解（マズローの欲求階層説、防衛機制など） ・ 動機づけの理解と応用（達成動機、内発的動機など） ○心理的支援技法の基礎と実践 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心理学的面接技法の理解と応用（カウンセリング等における関わりや傾聴の技法の理解と練習など） ・ ストレスと対処方略の理解 ・ 生活支援への認知行動療法等の応用
留意事項等	○講義と演習・実習（技法の練習）によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は15時間を超えない配分とする
修了評価の方法	筆記試験（50問程度、100点満点中60点以上が合格）、実技課題、レポート
受講要件	特になし
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・ 心理学に関する教育や心理的支援を行っている者が望ましい

科目内容

領域名	心理・社会的支援に関する領域
科目名	地域生活の継続と家族支援
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者本人が培ってきた社会関係、社会的役割の維持、社会参加の支援や、家族への支援が行えるとともに、介護サービスだけではない地域のインフォーマルな資源も活用して、地域生活の継続が支援することができる実践力を習得させる。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が培ってきた社会関係や社会的役割を踏まえて、介護サービスを利用することが必要になってもそれらとの関係を断ち切らずにできるだけ維持できる支援の計画を考案することができる。 ・インフォーマルな担い手による互助の活動について、担い手、活動内容、連携の方策や留意点について説明できる。 ・家族介護者の負担や困難について、典型例をあげるとともに、家族介護者への支援や連携の方策について説明できる。 ・複合的な困難を抱える家族について、典型例をあげるとともに、支援や関係機関等との連携の方策について説明できる。
時間数	30時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○社会関係、ソーシャルサポート、社会的役割、社会参加の重要性と支援 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的な繋がり、人間関係、ソーシャルサポートの維持、再形成の支援 ・介護サービスによって、社会関係等を断ち切ってしまう危険性とその回避 ・社会的役割の維持、社会参加の支援 ○地域のインフォーマルな担い手による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・意義と機能 ・主な担い手、活動・サービスの内容 ・連携の方策や留意点 ○家族支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者の負担と支援 ・複合的な困難を抱える家族への支援
留意事項等	○講義と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は15時間を超えない配分とする
修了評価の方法	筆記試験（50問程度、100点満点中60点以上が合格）、レポート
受講要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「認定介護福祉士概論」を修了していること ・「心理的支援の知識・技術」を修了していること
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了していることが望ましい ・地域生活支援や家族支援、相談支援業務についての実務経験がある有資格者（介護福祉士、主任ケアマネ、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、作業療法士等）が望ましい

科目内容

領域名	生活支援・介護過程に関する領域
科目名	認定介護福祉士としての介護実践の視点
教育目的	・介護実践が根拠に基づいていることを理解し、自立を目指して介護職チームを形成し、介護実践の視点を獲得する。
到達目標	・知識を統合する科目として、根拠に基づいた介護の考え方、自立支援のための介護実践の視点を理解し、支援を介護職チームとして枠組み立てることができる。 ・認定介護福祉士として、医療・リハビリテーション・認知症・心理社会的支援等の各領域で学んだ知識を統合して、介護過程の展開を確認する。 ・地域生活を想定した介護実践が組み立てられる。
時間数	30時間
含むべき内容	○根拠に基づいた介護（evidence-based care；EBC）とは ○介護の科学化（支援の根拠の明確化） ○生活支援・自立支援を実践するための介護とは ・介護実践の視点 尊厳をもって対応し、その人らしく生きられるようにQOLの向上を図ることであることを前提に「現在の状況への対応」「求める生活の可能性の探求」「自立に必要な介護実践の探求」「地域を生活の基盤とする支援」等 ○生活支援・自立支援のためのアセスメント 評価すべき基本項目、目的とする生活の確認方法（意思決定支援）、目的とする生活の可能性の判断（見立て）、目的とする生活ができない原因の究明および対策、目標とする生活を実現するための支援と連携、獲得できない場合の対応 ○個別支援計画作成の視点の獲得
留意事項等	○講義と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否
修了評価の方法	事後課題を課し、提出された内容で評価する
受講要件	・I類の本領域以外の全ての科目を修了していること
講師要件	・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了している介護福祉士であることが望ましい ・当該科目に関連した講義を実施した経験のある認定介護福祉士が望ましい

科目内容

領域名	生活支援・介護過程に関する領域
科目名	個別支援計画作成と記録の演習
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が望む生活に向けた個別支援計画作成・評価することができる力を育成する。 ・個別支援計画を実施する際の記録様式の作成、記録方法を評価し、新しく開発する力を育成するとともに指導できる力も育成する。 ・個別支援計画の作成を介護職チームに指導できる力を育成する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・リハビリ・認知症など、これまでに学習した知識をふまえたうえでアセスメントを行い、課題を明確にし、作成された個別支援計画を評価することができる。 ・利用者の全人的理解や他専門職からの情報を統合し、個別支援計画を作成することができる。 ・作成した個別支援計画に沿った記録様式の作成と記録方法を評価し、他職員に指導できる。 ・介護職チームに個別支援計画作成の指導ができる。
時間数	30時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○事例に沿った医学的知識、運動学の知識、介護過程の展開を踏まえた個別支援計画作成と指導 ○作成した個別支援計画の評価、修正 ○個別支援計画に沿った記録様式の作成、記録方法の修得 ○記録方法の指導
留意事項等	○講義と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否
修了評価の方法	当該科目の学習の中で作成した成果物（修正した個別支援計画）を評価する
受講要件	・「認定介護福祉士としての介護実践の視点」を修了していること
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了している介護福祉士であることが望ましい ・当該科目に関連した講義を実施した経験のある認定介護福祉士が望ましい

科目内容

領域名	生活支援・介護過程に関する領域
科目名	自職場事例を用いた演習
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・事例から個別支援計画を作成し、実施方法を介護職チームで検討することができる力を育成する。 ・計画を実施し、介護職チームが適切な記録から計画の評価、課題の抽出により、計画を修正することができる力を育成する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・事例について、各種の知識を活用し、利用者の全人的理解や他専門職からの情報等を統合し、適切なアセスメントにより、個別支援計画を作成することができる。 ・計画の実施方法を検討し、介護職チームと共に適切に計画を実施することができる。 ・実施状況を記録し、実施内容を評価・指導することができる。 ・実施内容の評価から、介護職チームと共に計画を修正することができる。 ・介護福祉士としての介護観・支援の考え方・倫理観を確立し、多職種と連携することができる。 ・個別支援計画と実施内容の妥当性について評価し、介護職チームを指導することができる。
時間数	30時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○学んだ知識・技術を統合し、利用者の全人的理解、他の専門職の情報（治療状況、看護の経過、リハビリの経過）、家族状況などを踏まえた、個別支援計画の作成（医療・看護・リハビリ等の知識の確認を含む） ○自職場で個別支援計画をプレゼンテーションし、介護職員の共通理解を図る ○自職場で個別支援計画を実施し、実施経過を記録する ○実施経過から事例検討のための資料を作成し、事例検討会を開催する
留意事項等	○講義と自職場での演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 自職場で20時間の課題を実施
修了評価の方法	事後課題（自職場での事例検討会で使用した資料と実施レポート）を課し、提出された内容で評価する
受講要件	・「個別支援計画作成と記録の演習」を修了していること
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了している介護福祉士であることが望ましい ・当該科目に関連した講義を実施した経験のある認定介護福祉士が望ましい

科目内容

領域名	医療に関する領域
科目名	疾患・障害等のある人への生活支援・連携Ⅲ
教育目的	・ 日常によくある疾患だけでなく、対応する頻度が少ない疾患や障害等を含めて、高齢者・障害者の疾患・障害等についての医学的知識を用いて、生活支援、連携、介護職への指導を実践できる力を育成する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・障害者の疾患・障害等について、機序、症状、治療法・薬理作用等を理解し、説明できる。 ・ 症状から利用者の状態を分析し、医療の必要性について判断することができる。 ・ 介護職への指導を行うための疾患や障害等に応じた生活支援について理解し、実践できる。 ・ 利用者の人生の最終段階における生活支援に関する医療的知識を学ぶとともに、生活支援（介護職）の役割を理解し、他者に説明できる。
時間数	30時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者・障害者の疾患・障害等 （日常によくある疾患だけでなく、対応する頻度は少ないが学習しておくことが重要なもの）発生等の機序、症状、治療、看護、薬の知識、アセスメント、生活支援の留意点・観察のポイント等 ○ 難病、特定疾病の知識とその対応 ○ 人工呼吸器の取扱い上の留意点 ○ 多職種との連携や確認のポイント等 ○ 高齢者・障害者の疾患・障害等に応じた生活支援 ○ 介護職チームへの指導教育 ○ 先天性障害・乳幼児期からの障害（ポリオ等）、認知症以外の精神障害、神経難病、術後管理等 ○ 出現している症状から原因を理解する事例、症状が重複している事例 ○ 人生の最終段階における支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職の役割 ・ 家族の心理と家族支援 ・ がんの理解と対応、がんの4つの苦痛に対する支援 ・ グリーフケア、意思決定支援 ・ 必要な医療的知識と連携 ・ 麻薬や睡眠剤の作用、副作用の基礎的な知識
留意事項等	○ 講義と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は15時間を超えない配分とする
修了評価の方法	筆記試験（50問程度、100点満点中60点以上が合格）

受講要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ I 類を修了していること
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・ 修士課程を修了していることが望ましい ・ 在宅支援の経験がある医師または看護師が望ましい <ul style="list-style-type: none"> 医師：大学講師以上または日本専門医機構が認定する専門医が望ましい 看護師：大学講師以上または「認定看護師」以上の資格を所持していることが望ましい

科目内容

領域	心理・社会的支援に関する領域
科目名	地域に対するプログラムの企画
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のケアシステムにおける介護福祉士の位置や役割を理解させ、連携の視点を形成させる。 ・自分の地域における家族支援、地域連携、地域資源開発などの具体的な取り組みを学習し、地域の課題やニーズに応じた自職場のプログラムを企画できる力を育成する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム、包括的支援体制等の考え方、政策や制度の枠組み、推進・連携の仕組みについて説明できる。 ・自分の地域のケアシステム構築の取り組みの現状と今後の課題を踏まえ、自職場の立ち位置や役割、今後の活動方針について説明できる。 ・地域の課題やニーズに応じた家族支援、地域連携、地域資源開発、介護職への研修支援などのプログラムを企画できる。
時間数	30時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの考え方と構築にむけた課題 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療（認知症医療を含む）、地域リハビリテーション、生活支援サービスの開発と多様な地域資源・活動の開発、居住支援等 ○自分の地域におけるケアシステム構築の課題等の把握と地域ニーズ、既存資源等の調査 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画等の分析と今後の地域の課題やニーズの分析 ・地域における家族支援、地域支援、多機関・多職種連携、居住支援等への取り組みや課題の調査 ○地域の課題やニーズを踏まえた家族支援、地域連携、地域資源開発などのプログラムの企画
留意事項等	○講義と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は15時間を超えない配分とする
修了評価の方法	レポート
受講要件	・I類を修了していること
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験がある者 ・修士課程を修了している者が望ましい ・地域に対する支援プログラムを企画・実施した経験のある有資格者（介護福祉士、主任ケアマネ、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士等）が望ましい

科目内容

領域	マネジメントに関する領域
科目名	介護サービスの特性と求められるリーダーシップ、人的資源の管理
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの特性を理解し、介護サービスのマネジメントについての考え方を獲得させるとともにそのための手法や基本的な考え方について理解させる。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの特性について具体例をあげて説明できる。 ・介護サービスの特性を踏まえて、求められるマネジメントの方向性について、説明できる。 ・リーダーシップに関する理論のポイントを概説できるとともに、自分や他者のリーダーシップやタイプやあり方について考察できる。 ・モチベーションに関する理論のポイントを概説できるとともに、自分や他者のモチベーションの現状や向上策について理論を用いて考察できる。 ・キャリアに関する基礎的な理論や考え方を理解し、他者に説明できる。
時間数	15時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービスの特性と求められるマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの特性（サービスマネジメント論にもとづくサービス財の一般的特性、サービス評価の二面性、利用者の変容性、期待の不明確性、連続性）と特性に沿った提供のあり方 ・介護サービスと他サービスとの相違点の理解 ・倫理・専門性を持つことの意義、リスクマネジメント、評価、コンプライアンスの重要性 ○リーダーシップ、モチベーション <ul style="list-style-type: none"> ・モチベーション（職員のやる気）、リーダーシップに関する基礎的な理論 ・理論を用いた自分やメンバーのリーダーシップやモチベーションの分析 ○キャリアと経験学習 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアとは何か（様々な定義） ・初期、中期、成熟期の介護職員のキャリア課題について学ぶとともに、自分・部下・上司のキャリア意識（キャリアオリエンテーション、キャリアアンカー、仕事観）の把握の視点 ・キャリアの考え方の理解と内省：組織内のキャリアラダー（キャリアコーン）、専門職としてのキャリア、ハプンスタンスアプローチ（planned happenstance 理論） ・経験学習理論と介護職における経験学習、成長経験
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ○集合研修（講義）と演習によって研修を展開する。 ○本科目は、マネジメント領域の総論としての位置づけである。そのためマネジメント領域科目の中で最初に受講することが望ましい。

課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は7時間を超えない配分とする
修了評価の方法	筆記試験、レポート 【試験による評価】 ○筆記試験（基礎知識の定着、10～20問程度） 【レポートによる評価】 ○研修で学んだ内容を振り返りつつ、自身の実践をリーダーシップの視点から深められる課題とすること 上記に、事前課題、演習・講義への参加貢献度を加えて、最終評価を行う
受講要件	・ I 類を修了していること
講師要件	・ 当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・ 修士課程を修了していることが望ましい ・ ①介護福祉士で介護職員として10年以上の勤務歴を有する者、②介護現場をフィールドとした組織行動論に関わる研究論文（筆頭者以外を含む）を執筆している者、③その他、介護現場の実態についての理解が十分あり①②に準ずると認められる者が望ましい

科目内容

領域	マネジメントに関する領域
科目名	チームマネジメント
教育目的	・介護職のチームマネジメントについての基礎理論を理解したうえで、自職場において実践するための手段や知識を獲得させる。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・チームマネジメントや多職種連携の基礎理論について説明できる。 ・介護サービス組織におけるチームの特性について説明できる。 ・介護サービス組織におけるチームの行動や力学を分析できる。 ・チームの文化や風土やメンタルモデルに関する基礎理論と分析方法について説明できる。 ・上記を踏まえて、職場におけるチームや多職種連携の現状分析と改善策について検討を行うことができる。 ・上記を踏まえて、職場における自分自身の行動について省察を行い、持論（theory in use）を形成していく素地をつくる。
時間数	30時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○チームに関する基礎理論とその活用 <ul style="list-style-type: none"> ・チームの生成過程、チームリーダーシップ、役割理論（役割期待、役割取得、役割遂行、役割葛藤等）、チーム診断など ・組織行動論の基礎理論の視点での自分自身やメンバーの理解と複数チームのリーダーとしての行動、態度について ○多職種連携やチームが機能するための基礎知識・理論とその活用 <ul style="list-style-type: none"> ・多職種の職務とメンタルモデル、連携モデル、コンフリクトマネジメント）とその活用 ・コンフリクトの理論的な理解と介護現場に応じた解決方法・発展的解消のあり方 ・自組織のチーム及び職種間連携の現状と改善策についての検討 ○組織文化の分析 <ul style="list-style-type: none"> ・組織文化の考え方の理解と、介護現場のリーダーとして組織文化にどのように向き合うか ・組織文化の分析方法（競合価値観フレームなど）を用いた自組織の組織文化の分析 ・組織文化を職場メンバーで意識化し変えていく方法
留意事項等	○集合研修（講義）と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は15時間を超えない配分とする
修了評価の方法	<p>筆記試験、レポート</p> <p>【試験による評価】</p> <p>○筆記試験（基礎知識の定着、10～20問程度）</p> <p>【レポートによる評価】</p> <p>○研修で学んだ理論を振り返りつつ、自身の実践をチームマネジメントの視点から深められる課題とすること</p>

	上記に、事前課題、演習・講義への参加貢献度を加えて、最終評価を行う
受講要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ I 類を修了していること ・ 「介護サービスの特性と求められるリーダーシップ、人的資源の管理」を修了していることが望ましい
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・ 修士課程を修了していることが望ましい ・ ①介護福祉士で介護職員として 10 年以上の勤務歴を有する者、②介護現場をフィールドとした組織行動論に関わる研究論文（筆頭者以外を含む）を執筆している者、③その他、介護現場の実態についての理解が十分あり①②に準ずると認められる者が望ましい

科目内容

領域	マネジメントに関する領域
科目名	介護業務の標準化と質の管理
教育目的	・ 自職場における実践を介護業務の視点から整理し、サービスの質の評価と改善に向けた検討を行うことができる力を獲得する
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの質の評価の枠組みに関する基礎的な概念について説明できる。 ・ プログラム評価の考え方について説明できる。 ・ 論理的思考に基づいて実践を業務の視点から整理し・記述することができる。 ・ 上記を踏まえたうえで、自職場の実践を科学的・客観的に記述、評価し、サービスの質の改善に向けた検討、業務の標準化に向けた基準づくりや組織化計画を検討することができる。
時間数	30時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヒューマンサービスの特性 ○ サービスの質の評価の枠組み <ul style="list-style-type: none"> ・ ストラクチャー、プロセス、アウトカムの考え方 ・ プロセス評価とアウトカム評価 ・ 技術的部分（科学的根拠）と対人関係的部分 ・ 既存の「評価」の意味と意義（第三者評価、報酬の加算・減算など） ○ 実践の記述と分析 <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム評価の考え方（インパクト理論、プロセス理論、フィディリティ評価等） ・ 経験学習に基づく実践の言語化、構造化、抽象的概念化、（演習含む） ・ 論理的思考に基づく自職場実践の記述と構造化、評価と改善策の検討（課題学習と演習） ○ 介護業務の標準化と管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対人援助における標準化の意味、サービス標準、ケアミニマム ・ 介護業務基準、業務と実践の捉え方（演習含む） ・ 指導的立場にある者の職務（内省支援、業務支援、精神支援等）、学習する組織の重要性 ・ 可塑性を行動レベルではなく思考レベルに求めるマニュアルや手順書のあり方、実践の基準づくり、実践の組織化のあり方（演習含む）
留意事項等	○ 集合研修（講義）と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は15時間を超えない配分とする

<p>修了評価の方法</p>	<p>筆記試験、レポート 【試験による評価】 ○筆記試験（基礎知識の定着、10～20問程度） 【レポートによる評価】 ○研修で学んだ理論や考え方を振り返ったうえで、より大きな視点で介護業務の標準化について考えを深められる課題とすることが望ましい。</p>
<p>受講要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ I 類を修了していること ・ 「介護サービスの特性と求められるリーダーシップ、人的資源の管理」を修了していることが望ましい
<p>講師要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・ 修士課程を修了している介護福祉士であることが望ましい ・ 介護福祉士として指導的立場で5年以上の経験があり、実践の評価と改善に取り組んでいる者が望ましい

科目内容

領域	マネジメントに関する領域
科目名	法令理解と組織運営
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス提供の根拠となる法令及びリスクマネジメントの概念や対応について理解させるとともに、それらを他の介護職に指導できる力を育成する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に適切なサービスを提供するための根拠となる、福祉・保健・医療の法令と組織運営のルールのポイントについて概説できる。 ・法規の構造と調べ方を理解し、必要な時に法令の根拠を確認することができる。 ・法令と組織運営のルールを踏まえて行動し、他の介護職に指導できる。 ・リスクマネジメントの概念について説明できる。 ・事例に基づいて、事故の要因分析、関係者や機関への説明や対応策、再発防止策について検討できる。 ・日常的に発生しやすいリスクを発見し、防止策を講ずるとともに、事故発生時の初期対応の重要性を認識し、当事者意識をもって早期に解決する姿勢を確立する。
時間数	15時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○法令理解と組織運営 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令と運営基準を遵守の重要性 ・介護サービス組織にかかる関連法規の種類…介護保険法、障害者総合支援法、指導監査、情報公表制度、第三者評価制度、苦情解決制度、虐待防止法、労働法規、個人情報保護法、生活保護法、成年後見制度、日常生活自立支援事業等 ○法規の構造 <ul style="list-style-type: none"> ・法規の構造 ・事業関連法規 ・介護報酬・給付費の構造 ○コンプライアンス <ul style="list-style-type: none"> ・適正運営のための書類の重要性 ・自組織のサービスの根拠条文等の理解 ・自己点検シート等を用いた、運営基準、算定基準の読み方 ・法規・制度を踏まえたコンプライアンスの実践 ・コンプライアンスが実践されるための組織風土・文化 ・指導監査、外部監査、情報公表制度、第三者評価制度、苦情解決制度等外部監査及び評価の意味を活用方法 ○リスクマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・介護現場におけるリスク対応の意義と対策（ES、CS、コンプライアンス、利用者・家族とのコミュニケーション、事故に関わったスタッフへのケアなど） ・介護現場における事故の特性とリスク ・事故に対する分析手法（4M4E、Shel等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・予測可能性、回避可能性と対応策 ・苦情対応とサービスの質向上、予防対策の重要性
留意事項等	○集合研修（講義）と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は7時間を超えない配分とする
修了評価の方法	<p>筆記試験、レポート</p> <p>【試験による評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令テスト（基礎的な知識の確認と法令や運営基準のポイントを知識として身につける必要性を理解させる） <p>【レポートによる評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の評価やリスクマネジメントに関する取り組みの必要性についての理解をレポート課題とすることが望ましい。
受講要件	<ul style="list-style-type: none"> ・I類を修了していること ・「介護サービスの特性と求められるリーダーシップ、人的資源の管理」を修了していることが望ましい
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了していることが望ましい ・介護保険施設における施設長、または指定事業所の管理者・統括責任者の経験、法令順守責任者、行政指導監査を受けた経験、サービス管理者の経験、法令や保険の知識を踏まえた介護事故の解決方法の指導経験等のある者が望ましい。

科目内容

領域	マネジメントに関する領域
科目名	介護分野の人材育成と学習支援
教育目的	・学習を支援する組織のあり方や学習の理論を理解させ、自職場における学習する組織づくり、地域包括ケアにおける社会環境づくりについて実践する力を育成する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・成長を支援する組織のあり方のポイントについて、概説できる。 ・成人の学習に関する原則のポイントについて、概説できる。 ・以上を踏まえて、自職場の人材育成の現状と課題を分析し、改善策について検討できる。 ・地域包括ケアをふまえた社会環境づくりにむけた学習プログラムを企画できる。
時間数	15時間
含むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○成長を支援する組織 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員満足、顧客満足とサービスプロフィットチェーン ・専門性と組織性の統合 ○成人の学習に関する原則 <ul style="list-style-type: none"> ・学習のメカニズムと学習モデル…成人学習、経験学習、批判的思考、実践共同体、協調学習、学習する組織 ○人材育成の体系 <ul style="list-style-type: none"> ・インストラクショナルデザインと職場の環境づくり ・介護職のキャリアラダーとキャリア開発 ・教育・研修体系の構築と評価 ○地域包括ケアシステムの構築と社会環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアを見据えた地域での学習の展開の必要性 ・多職種連携、地域住民等への学習プログラム
留意事項等	○集合研修（講義）と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 課題学習は7時間を超えない配分とする
修了評価の方法	<p>筆記試験、レポート</p> <p>【試験による評価】</p> <p>○研修で学んだ基礎理論に関する筆記試験（10～20問程度）</p> <p>【レポートによる評価】</p> <p>○研修で学んだ内容を振り返ったうえで、自職場の人材育成のあり方について考えを深められる内容とすることが望ましい。</p>
受講要件	<ul style="list-style-type: none"> ・I類を修了していること ・「介護サービスの特性と求められるリーダーシップ、人的資源の管理」を修了していることが望ましい
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了していることが望ましい

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ ①介護福祉士で介護職員として 10 年以上の勤務歴を有する者、②介護現場をフィールドとした組織行動論に関わる研究論文（筆頭者以外を含む）を執筆している者、③その他、介護現場の実態についての理解が十分あり①②に準ずると認められる者が望ましい |
|--|---|

科目内容

領域	自立に向けた介護実践の指導領域
科目名	応用的生活支援の展開と指導
教育目的	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職チームにケアの目標を共有する方法を検討させ、共有する力を育成する。 ・自立に向けた介護実践を介護職チームに指導する力を育成する。 ・自立に向けた介護実践を理解し、実践できる職場環境をつくる力を育成する。 ・他専門職と連携する力を育成する。 ・介護職の小チームのリーダーにプレゼンテーションの知識と技術を育成する ・介護職の小チームのリーダーにケース検討会議を指導する知識と技術を育成する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・生物として人間が摂取、代謝して排出することの基礎を理解し、実践・指導することができる。 ・認定介護福祉士として、個として人間が歩き、食べ、排泄することの意味を理解し、歩行、排泄、食べることの支援（経口摂取の維持と回復を含む）、拘束しない介護等を実践できる。 ・自立するための身体機能、精神機能を評価し、適した福祉用具の活用、他専門職種、ソーシャルサポートとの連携等を含めた応用的な支援計画と利用者の自己実現を支援する実践の指導ができる。 ・自立に向けた介護実践を行うための職場のしくみを改善することができる。
時間数	60時間
含むべき内容	<p>○利用者の状態の積極的な改善を目指した一連のサービス展開について、根拠となる知識（高齢者の解剖生理等）、生活支援全体のプランニング、チームケアの展開における指導の留意点など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代謝と排出 ・歩行・移動の自立 ・排泄の自立 ・食べることの支援と自立 ・身体拘束の廃止など ・虐待をしない人材育成 ・チームとしての介護実践の理解と指導 <p>○職場を改善するための指導・育成のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の介護職員への生活支援技術の指導方法 ・介護職員への研修プランの指導 ・事例検討の運営に関する知識と技術 ・プレゼンテーションの技術 ・ファシリテーターの役割、チーム作り ・地域資源との関係作り

留意事項等	○講義と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否 40時間（自職場課題の遂行）
修了評価の方法	事前・事後課題により行う
受講要件	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅱ類の本領域以外の全ての科目を修了していること ・現在、介護福祉士として就業している者が望ましい。又は、介護現場と密接な関係が持てる者が望ましい
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・修士課程を修了している介護福祉士が望ましい ・当該科目に関連した講義を実施した経験のある認定介護福祉士が望ましい

科目内容

領域	自立に向けた介護実践の指導領域
科目名	地域における介護実践の展開
教育目的	<p><以下の能力を持つリーダーを育成する></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における介護職チームの位置づけを理解し、利用者が地域での生活を継続するための支援を展開する能力の開発と育成。 ・施設・事業所が地域拠点としての役割を果たす支援を展開する能力の開発と育成。 ・介護サービスマネジメントを実践し、提供するサービスの質の向上を図る能力の開発と育成。 ・地域におけるボランティア、家族介護者、介護福祉士等への介護に関する助言・支援が行えるような、地域とかかわる能力をの開発と育成。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> ①地域の生活を継続するため、他職種を巻き込んだ見通しの立った計画（アクションプラン）を立てる能力を開発することができる。 ②地域の生活を継続するために、他職種に自立に向けた生活支援を指導できる能力を開発することができる。 ③他職種を含む介護連携チームに事例検討を実施できる能力を開発することができる。 ④伝える、伝えるプレゼンテーションを実践できる能力を開発することができる。 ⑤地域における認定介護福祉士の役割（①～④の役割）が実践できる。
時間数	30時間
含むべき内容	<p>○地域におけるそれぞれの介護実践を理解し、地域において利用者を継続的に支えるための支援を展開していくためのポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が地域で生活する意義 ・利用者にとっての最適な場を考えた支援 ・最期まで地域での生活を継続するために必要な視点の共有 ・地域に戻るために必要な施設ケアの見直し ・在宅での生活維持のためのケアの見直しを立てる ・地域で生活を継続するために必要な視点と支援方法 ・さまざまな地域資源の活用 <p>○介護職チームとして、ケアカンファレンスを適切に実施し、提供するサービスの質を向上するための指導や環境整備を行うための留意点</p> <p>○地域の介護力の向上を図るための役割</p> <p>○地域における住民等の尊厳が保障され、豊かな生活を送れるような地域社会をつくるための啓蒙的役割</p>
留意事項等	○講義と演習によって研修を展開する。
課題学習の可否	全部可・一部可・否
修了評価の方法	・受講後、各職場において、地域等の住み慣れた場、利用者にとって最適の場（施設から在宅復帰、または施設利用も視野に入れた在宅での生活支

	<p>援の見通し)においての、自立した生活を送るためのアクションプランの作成と実施計画を作成し、実践経過をパワーポイントにまとめ、発表までの一連を評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標や評価の視点がしっかりと記述されている。 ・ チームでのケアの視点で考えられている。 ・ 現状でのケアスタッフの力量について理解した上で、ケアスタッフ技術等の向上のための研修等が体系立てて組まれている。 ・ 周知のための可視化などの工夫が盛り込まれている。 ・ 在宅なら在宅、施設なら施設と場を限定せず、さまざまな資源を利用し、常に利用者の希望、利用者にとっての最適の場での生活のためにアクションプラン作成、実施計画となっているか評価する。
<p>受講要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「応用的生活支援の展開と指導」を修了していること
<p>講師要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること ・ 修士課程を修了している介護福祉士であることが望ましい ・ 当該科目に関連した講義を実施した経験のある認定介護福祉士が望ましい

認定介護福祉士養成研修に係るオンライン研修実施基準

コロナ下では、暫定的な対応としてオンラインを活用した認定介護福祉士養成研修の実施を一定の条件下で認め、この間、オンラインを活用した研修実施に係る実績を積み重ねてきた。

そこで、この実績を踏まえ、実施基準として整理することで、今後は、多様な方式で行われるオンライン研修の実施を正式に認め、推進することとする。

なお、本実施基準は、必要に応じ、年度毎に見直しを行うこととする。

1 オンラインを活用した研修の実施方式

オンラインを活用した研修には、以下の実施方式があり、認定介護福祉士養成研修においては、いずれの実施方式であっても、これを認めることとする。

なお、主たる方法として対面／通学としたうえで、補足的に従たる方法としてオンラインを用いる（活用する）という考え方に対して、主たる方法としてオンラインを用い、従たる方法として補足的に対面／通学を用いる、ないし対面／通学は一切行わないという研修の方法もある。研修のそれぞれの科目の性格や中身によって、また受講者の学びやすさと研修実施者のコストの削減の観点から、今後積極的に多様な方法に取り組むべきである。

オンラインを活用した研修は二つに大別される。

- (1) ライブ・リアルタイム配信による研修…受講者・講師等の両者がオンライン（ZOOM等）により同時一体的に参加して行う研修、もしくは講師のみオンライン（ZOOM等）によりリアルタイムで授業を行う研修
- (2) オンデマンド配信による研修…受講者が講師の指定する動画等を視聴し、授業そのものをオンデマンドで主として履修する、ないしは課題学習やテスト等に取り組む研修。何度でも繰り返し研修コンテンツを学ぶことが出来る。

そのうえで、ブレンド型とハイフレックス型の授業展開やプログラムの組み立てがある。ブレンド型研修…一回の授業や一日のプログラムの中で、ないし数日に渡る研修で、対面研修プラス必ずライブ・リアルタイム配信やオンデマンドを活用した研修。対面研修とオンラインを行き来させる研修の実施方式。反復学習にも資するもの。

ハイフレックス型研修…ライブ授業と対面授業を同時一体的に行う授業形態で、受講者が、対面研修とライブ・リアルタイム配信による研修を選択できる。また講師が一人で、ないし数名の受講者（モデル）を臨席させ相互のやり取りを行いながら実施する場合もある。

2 受講者に付加する受講要件

オンラインを活用した研修を行う際は、以下の内容を当該科目研修に係る募集要項に明記し、受講者側が当該内容を理解したうえで受講手続を行うよう徹底すること

- (1) オンラインを活用した研修を受講できる環境が整備されていること
 - ・ 受講者本人専用のパソコン、カメラ、マイク、ブラウザのソフトウェア、インターネット回線（光回線・LANケーブルでの接続を推奨）等を準備すること
 - ・ 研修受講時に研修に集中でき、守秘が徹底される環境で研修に参加できること
 - ・ 画面が小さく共有されるファイルの中身が見えづらい、アプリ上でのファイルが送受信できない、画面上で受講者の表示が制限される等の支障が生じない環境を整えること
- (2) 受講者側の原因による通信環境の不具合等により、研修に参加できない等の場合、研修を修了できない場合があることを承知いただくこと
- (3) 研修受講時等における連絡手段を共有いただくこと
 - ・ 研修受講時にも連絡可能な携帯電話番号
 - ・ 資料の送受信が可能な個人のメールアドレス（キャリアメールを除く）

3 事務局側に求める要件

- (1) 受講者の接続確認
 - ・ 事務局側は、研修が開始される数日前及び研修当日に、受講者のオンライン環境の確認を目的として、オンラインの接続チェック（カメラ・マイク・スピーカー、使用するアプリケーションのバージョンの確認等を含む）を行うこと
 - ・ 研修のスムーズな展開を担保することを目的として、受講者に対し、研修講師が活用することが想定される各種機能（画面共有、チャット、ファイル送受信、ブレイクアウトルーム、ホワイトボード等）について説明・確認を行うこと（説明内容等については、まとめて受講者と共有することが望ましい）
- (2) 受講者の様子の確認体制の確保
 - ・ 事務局は、常に複数体制で、受講者の途中退席の有無やカメラオン・オフの状況、受講態度等の確認を行い、状況把握・記録を行うこと
 - ・ 受講者の途中退席やカメラオフの時間については、やむを得ない遅刻・早退の時間に当該時間を加えることとし、30分を超えた場合は、研修の修了を認めないこと
 - ・ 講師及び事務局側で受講態度等に問題があると判断した受講者がある場合は、本人に対する改善の指示を行い、なお改善が見られない場合は、研修の修了を認めないこと
 - ・ なお、研修の実施状況は、録画をし、記録として一定期間保存すること
 - ・ 情報発信元のオンライン環境の不備、停電等による回線の不具合など、受講者側に原因がない場合にあつては、別途、当該研修を担保する機会を提供することし、当該経過・結果について記録として一定期間保存すること
- (3) 研修スタート時に受講者側に周知する注意喚起事項

- ・ 研修受講中は、常にカメラをオンとし、カメラオフでの受講は認めないこと
- ・ 途中退席やカメラオフの時間は受講していないものとみなすこと
- ・ 受講者以外の受講・視聴は認めないこと
- ・ 受講者としてふさわしくない態度・言動などが認められた場合、修了できない場合があること
- ・ 研修の様子を録画し記録とすること
- ・ 受講者側における録音・録画・画面撮影を禁止すること
- ・ 研修受講時又は研修後の発言・発信は、氏名を明らかにしてから行うこと

4 オンラインを活用した研修実施に係る要件

(1) ライブ・リアルタイム配信による研修

① 受講者・講師等の両者がオンライン（ZOOM等）に参加する研修

ア この方法で実施するための要件

- ・ 直接集合でなければ実施できない実技を伴わない範囲とすること
- ・ 定員は、講師が、画面上で参加者全員を視認できる人数を上限とすること
- ・ グループワークがある場合は、ファシリテーターを活用すること
- ・ グループワークへの参加状況等に係る評価については、講師が定めた基準を踏まえ、ファシリテーターが行うことを認める
- ・ また、正誤問題や五肢択一問題等の試験評価にあっては、講師が用意した正答を踏まえ、講師以外の者が採点を行うことを認める

イ ファシリテーターの活用

- ・ オンライン上でグループワークを行う際、講師がすべてのグループの状況を把握することができないため、グループ数に応じてファシリテーターを配置すること
- ・ ファシリテーターは、担当する内容に一定の知見を有す者を登用することとし、研修認証申請書において、その要件を明らかにすること
- ・ 研修当日までに、講師とファシリテーターによる打合せを行うこととし、講師が作成した進行表をもって、グループワークの展開方法、実施目的、到達目標等を共有する機会を設けることが望ましい

ウ グループワークを行う際の事務局体制

- ・ 受講者の様子の確認は、ファシリテーターと事務局が連携して行うこと

エ その他

- ・ ハイフレックス型研修を行う場合は、「受講者・講師等の両者がオンライン（ZOOM等）に参加する研修」の実施要件に準拠し、実施すること

② 講師のみオンライン（ZOOM等）に参加する研修

ア この方法で実施するための要件

- ・ すべての範囲を対象とすること
- ・ 受講者が集合する会場に、研修の進行を補助する役割を担う補助講師を配置すること
- ・ グループワークがある場合は、補助講師以外にファシリテーターを活用すること
- ・ グループワークへの参加状況等に係る評価については、講師が定めた基準を踏まえ、ファシリテーターが行うことを認める
- ・ また、正誤問題や五肢択一問題等の試験評価にあつては、講師が用意した正答を踏まえ、講師以外の者が採点を行うことを認める
- ・ なお、上記の要件が満たされ、進行に支障が生じない場合は、複数会場への配信による研修の同時開催も可能とする

イ 補助講師の配置

- ・ 研修会場における受講者の様子を踏まえた研修の進行を担保するため、補助講師を配置すること
- ・ 補助講師は、担当する内容に一定の知見を有す者を登用することとし、研修認証申請書において、その要件を明らかにすること
- ・ 研修当日までに、講師と補助講師による打合せを行うこととし、講師が作成した進行表をもって、研修の進め方、各コマの到達目標等を共有する機会を設けること

ウ ファシリテーターの活用

- ・ オンライン上でグループワークを行う際、講師がすべてのグループの状況を把握することができないため、グループ数に応じてファシリテーターを配置すること
- ・ ファシリテーターは、担当する内容に一定の知見を有す者を登用することとし、研修認証申請書において、その要件を明らかにすること
- ・ 研修当日までに、講師とファシリテーターによる打合せを行うこととし、講師が作成した進行表をもって、グループワークの展開方法、実施目的、到達目標等を共有する機会を設けることが望ましい

（2）オンデマンド配信による研修

① この方法で実施するための要件

- ・ 直接集合でなければ実施できない実技、グループワークを必要としない範囲とすること

- ・ 実施に当たっては、動画の視聴状況の確認等の機能を備えたWEBシステムを活用するとともに、動画コンテンツを単元毎に用意するほか、単元毎の確認テストを実施するなど、受講者の視聴状況を担保する対策を講じること
- ・ また、学習効果を担保するためのテキスト等の教材を準備すること
- ・ 正誤問題や五肢択一問題等の試験評価にあつては、WEB上でのテスト実施機能を活用して行うことを認めること
- ・ なお、上記の要件が満たされ、研修の展開に支障が生じない場合は、定員の上限を設定しないことを認める

② 研修の展開

- ・ 受講者の受講姿勢と自主性に委ねる研修の実施方法であることを踏まえ、単に動画コンテンツを視聴いただく展開ではなく、単元毎の短い動画とWEB上での確認テストを組み合わせる等の展開を想定すること
- ・ なお、上記確認テストについては、あくまでも視聴したことを確認するものとして取り扱い、学習達成度を評価する修了評価は別途行うこと
- ・ 動画コンテンツの視聴のみで研修を構成する方法も考えられるが、事前の課題学習を組み合わせることも考えられる

③ 動画の視聴状況の確認等の機能を備えたWEBシステム

- ・ 受講者の動画コンテンツを視聴している状況が記録され、事務局側で確認できるシステムを整備することが望ましい。ただし、システムによる受講者の動画コンテンツの視聴状況の確認ができない場合は、動画コンテンツ内容を踏まえた課題提出や確認テストを行う等の工夫を行うこと
- ・ 動画を再生しているだけの状況とならないような機能（定期的にクリックしなければ視聴したものとみなさない等）を備えたシステムであることが望ましい
- ・ WEB上での確認テストについては、例えば満点をとれなければ、再度当該単元の動画コンテンツを再視聴しなければテストを受けることができない等の設定とすることも考えられる

④ 動画コンテンツの開発

- ・ 動画コンテンツについては、研修を担当される講師によるものが望ましく、例えば、事前にZOOMを活用した動画撮影により本コンテンツを製作することが考えられる
- ・ その際、動画内の講義のポイントとなる用語やフレーズなどについて、字幕を入れる等の工夫を行うことが望ましい
- ・ なお、動画コンテンツは、研修認証を受けたうえで開発することを認める

(3) その他

① ブレンド型研修について

- ・ ブレンド型研修で行う場合は、実施状況に応じ「受講者・講師等の両者がオンライン（ZOOM等）に参加する研修」もしくは「講師のみオンライン（ZOOM等）に参加する研修」の実施要件に準拠し、実施すること

② 課題学習の活用

- ・ すべての時間をオンラインを活用した研修で行う方法もあるが、事前学習に取り組んでいただいたうえで、講義でまとめを行うような進め方も想定される
- ・ また、動画コンテンツを視聴（オンデマンド配信）したうえで、資料を読み、課題に取り組むという方法も想定される
- ・ なお、課題学習については、テキスト等の教材を指定したうえで、各課題のワークシートを用意、取り組み方を丁寧に案内することで学習効果を上げる等の工夫が望まれる

③ 動画コンテンツの活用

- ・ すべての時間をオンラインによるライブ・リアルタイム配信により行う方法もあるが、事前に撮影をした講義動画を視聴いただき（オンデマンド配信）、更に、課題学習を経て、オンラインによるライブ・リアルタイム配信により解説や質疑応答を行う等の進め方も想定される
- ・ 動画コンテンツについては、研修を担当される講師によるものが望ましく、例えば、事前にZOOMを活用した動画撮影により本コンテンツを製作することが考えられる
- ・ なお、オンラインによるライブ・リアルタイム配信の前に、動画コンテンツの視聴（オンデマンド配信）や課題学習を課す場合は、事前に、当該科目への向き合い方等について丁寧に案内することが望まれる

④ 受講者アンケートの活用

- ・ 受講者に対し、研修の実施方法や動画コンテンツの内容等についてアンケートを実施することで、研修実施方法等の改善を都度行うことが望まれる

附則

1 基準の変更

この基準を変更するときは、認定介護福祉士養成研修認証部会の議決を経なければならない。

2 施行日

この基準は、2023年4月28日から施行する。

この基準の一部改正は、2025年4月11日から施行する。

記入方法について不明なことがある場合は事務局までお問い合わせください

6. 申請書類及び記入要領

1) 様式第1号 -----

【研修申請書】メールで提出してください。
様式第1号は押印してから提出してください。

認定介護福祉士認証・認定機構
機構長 様

団体名： 公益社団法人〇〇介護福祉士会
代表者： 〇〇 〇〇 印

研修認証申請書

認証申請する研修の名称： 認定介護福祉士養成研修
領域名： 認知症に関する領域
科目名（単位数）： 認知症のある人への生活支援・連携（2 単位）
申請の区分： 新規申請 更新申請（認証番号： _____）

・研修の名称は独自でつけてもよい
・領域名、科目名は基準に従い、正しく記載すること

は、でもでも可

下記書類を添えて上記科目に係る研修の認証を申請します。

〈提出書類一覧〉

- 認定介護福祉士研修認証申請書（様式第1号）（本書）
- 認定介護福祉士研修認証申請書（別紙1）（認証申請する科目に係る研修の内容）
- 認定介護福祉士研修認証申請書（別紙2）（研修における具体的なコマシラバス）
- 認定介護福祉士研修認証申請書（別紙3）（認証申請する研修の実施体制等）

不足がないか
確認ください

（申請担当者）

所属	公益社団法人〇〇介護福祉士会
氏名	〇〇〇〇
TEL	03-〇〇-〇〇
FAX	03-〇〇-〇〇
E-mail	〇〇@〇〇.jp
住所 (通知等送付先)	〒123-4567 東京都〇〇区〇〇1-2 〇〇センター2階

認証申請する科目に係る事項

1 申請する研修

認証申請する研修の名称	認定介護福祉士養成研修	
申請対象の領域	認知症に関する領域	
科目名	認知症のある人への生活支援・連携	
教育目的	<p>・認知症のある人が地域において自立した生活を送るための必要な知識と技術を獲得させるとともに、他職種（介護職、福祉職等）及び認知症のある人を取り巻く環境を形成する他職種や地域との連携を通じて支援していける力を育成する。</p>	
到達目標	<p>・認知症に関する生活支援に必要な医療的知識を習得し、他者に説明できる。</p> <p>・認知症の生活支援に必要な知識・技術を習得し、実践できる。</p> <p>・認知症におけるリハビリテーションの重要性を理解し、他者に説明できる。</p> <p>・認知症支援に関する社会制度、政策等を理解し、他者に説明できる。</p> <p>・認知症の BPSD を理解し、よりよい対応ができる</p> <p>・症状や使用している薬等から利用者の状態を分析し、適時・適切なケア方法や医療等の多職種連携の必要性について判断できる。</p>	
研修方法 研修時間	■ 対面研修課程	7 時間
	■ ライブ・リアルタイム配信による研修（受講者・講師等の両者がオンライン（ZOOM等）に参加して行う研修）課程	8 時間
	□ ライブ・リアルタイム配信による研修（講師等のみオンライン（ZOOM等）に参加して行う研修）課程	
	□ オンデマンド配信による研修課程	時間
	□ 受講者が対面研修とライブ・リアルタイム配信による研修を選択できるハイフレックス型研修課程	時間
	■ 課題学習課程	15 時間

・研修の名称は独自でつけてもよい
 ・領域名、科目名は基準に従い、正しく記載すること

認証基準の「教育目的」「到達目標」の通りに記載すること

・認証基準以上の時間数とすること
 ・オンライン研修の場合は「オンライン研修実施基準」に準じて実施すること

・原則として欠席は認めない
 ・やむをえない遅刻、早退は合計 30 分以内（代替措置を明記）とする。それ以上は認めない。

・事前課題、事後課題の提出が修了要件となっている場合は、その旨を記載すること

・修了評価を行う方法を記載
 ・評価基準（評価の視点や配点等）を具体的に記載すること
 ・修了基準（合格基準）を具体的に記載すること

	合計	30 時間
修了要件 ※修了評価を行う条件	授業への出席を原則として 出席するか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	やむを得ない場合の合計 30 分以内の遅刻・早退を認める 場合の対応の具体的な代替措 置等の具体的内容	やむを得ない事情での遅刻・早退の 合計が 30 分以内の場合、課題を課 し、提出されたレポートを評価す る。合計 30 分を超える遅刻・早退 は認められない。
	すべての課題を提出して合格 していること等を原則として いますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	課題の提出がない場合や不合 格があった場合の代替措置等 の具体的内容（基準）	提出されたレポートが不合格（D 評 価）の場合、1 度の再提出を認める。 筆記試験が不合格の場合、1 度の再 試験を認める。 レポートの提出がない場合は本科 目の修了を認めない。
	修了の要件（課題の評価基 準等）	筆記試験とレポートを A～D で評価 し、評価が A～C 以上で合格とする。 D 評価の場合は、1 度のみ再試験、 再提出を認め、合格となる評価を受 けなければならない。（再試験、再提 出は A～B の評価であっても最高 C 評価とする）
	評価の方法	筆記試験とレポート
	評価担当者	担当講師
	判断根拠（到達度を評価する 具体的方法、評価基準）	到達目標に応じた評価基準を用い て評価を行う。 ①筆記試験は、100 点～80 点を A 評 価、79 点～70 点を B 評価、69 点～ 60 点を C 評価、59 点以下を D 評価 とする。 ②提出されたレポートは、それぞれ 100 点～80 点を A 評価、79 点～70 点を B 評価、69 点～60 点を C 評 価、59 点以下を D 評価とする。 ③筆記試験、レポートは C 評価以上 で修了とする。1 つでも D 評価のあ る場合は再試験もしくはレポート の再提出とする。
評価基準		

	達成していない場合	■あり □なし
	の有無	
	ある場合は、その	筆記試験、レポートともに、D 評価の場合は、1 度のみ再試験、再提出を認める。
	の内容	
	その他	
定員	定員数	30 人
	1 人	
	選定基準（科目ごとの基準における講師要件）：	
	・当該科目における十分な知識・専門性を有し、講師等の教育経験があること	
	・認定介護福祉士課程を修了していることが望ましい	
	・在宅支援の経験がある医師または看護師が望ましい	
	・医師：大学講師以上または学会認定専門医以上が望ましい	
	・看護師：大学講師以上または「認定看護師」以上の資格を所持していることが望ましい	
講師等の体制	（補助講師の配置）	
	配置の有無：□あり（ 人） ■なし	
	選定基準：	
	（ファシリテーターの配置）	
	配置の有無：■あり（受講者 5～15 人に対し 1 名配置） □なし	
	①対面研修の場合は 15 名に 1 名（3G に 1 名）	
	②ライブ・リアルタイム研修の場合は 5 名に 1 名（1G に 1 名）	
	選定基準：認定介護福祉士もしくはファシリテーションに関する講習会の受講修了者	

・不合格者へ再テスト、再提出を課す場合、その対応内容と再試験（再提出）の回数を具体的に記載すること

・演習を含む科目の場合には受講者と講師の割合が適切であること。講師は必要に応じて、補助講師、ファシリテーターを配置すること

・補助講師、ファシリテーターを配置する場合は、それぞれの選定基準を記載すること

2 受講者

受講対象	認定介護福祉士研修認証基準の受講要件を満たしていることの確認の有無	■あり □なし
(受講要件)	(科目ごとの受講要件)	
	特になし	

・研修認証基準通りに記載すること
 ・独自に受講要件を設ける場合はその内容を記載すること

・研修認証基準に書かれている受講要件について、受講申込段階で確認していることを記載する項目を追加
 ・確認は、I 類科目、II 類科目、それぞれに該当する要件とする。

認定介護福祉士研修認証申請書（別紙2）

研修における具体的なコマシラバス

申請団体名	公益社団法人〇〇介護福祉士会
認証申請する研修の名称	認定介護福祉士養成研修
申請対象の領域	認知症に関する領域
科目名	認知症のある人への生活支援・連携
研修の総時間数	30 時間（基準に基づいた時間数）
(1) 集合研修の時間数	15 時間（基準に基づいた時間数）
(2) 課題学習の時間数	集合研修でのスクールアワールの適用の有無：■あり □なし

・研修の名称は独自でつけてもよい
 ・領域名、科目名は基準に従い、正しく記載すること

・別紙2の研修時間と異なることがないよう確認すること

含むべき内容	<p>○認知症（MCI、アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭葉型認知症、若年性認知症等）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その機序、主な症状、生理学的要因、診断・治療、経過・予後、よく使われる薬、生活上の留意点 <p>○認知症の生活支援に必要な知識・技術（リハビリテーションを含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾患別、ステージ別アプローチ ・パーソンセンタードケア等の理解 ・環境調整 ・BPSDに対応できるより良いケアの理解 ・家族介護者への支援 <p>○認知症支援に関する社会制度等</p> <p>○多職種連携等の基礎的な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関するアセスメントツール（DASC-21、Zarit 8、DBD13、HDS-R）
--------	---

・本記入欄は「別紙1」から移動
 ・研修認証基準の「含むべき内容」をすべて記載すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療職との連携 ・リハ職との連携
--	--

【課題学習】

	課題の具体的内容	時間数	文字数等	提出方法
事前課題①	<p>自職場のある地域の認知症の方に対するポートにまとめる。</p> <p>参考テキスト：○○○○ほか「認知症」</p> <p>自身が対応した認知症の事例についてまとめる</p>		1200 字程度	指定の日までに事務局に提出
事前課題②	<p>自職場での認知症の方への支援に</p>		1200 字程度	指定の日までに事務局に提出
事前課題③	<p>自職場での認知症の方への支援に</p>		2000 字程度	指定の日までに事務局に提出
事後課題①	<p>講義や演習を踏まえ、認知症の人が尊厳を持って地域で自立した生活を営めるよう、エビデンスに基づいた介護実践における認定介護福祉士として自分自身が取り組む姿勢について具体的にまとめる</p>	3 時間	1600 字程度	指定の日までに事務局に提出
事後課題②	<p>認知症施策推進大綱の要点を説明したうえで、大綱に示されている認知症のない人とある人の「共生社会」を実現するために、あなたの地域で今後必要な取り組みや活用できる社会資源、連携の在り方等について論述する</p>	3 時間	1600 字程度	指定の日までに事務局に提出

・事前・事後課題の内容等について記載すること
 ・課題の数に応じて行は追加すること
 ・課題の時間数の合計は基準の上限を超えないこと

・スクールアワー時間ではなく、研修時間を記入すること

・「筆記試験」等の科目の含むべき内容に該当しない時間がある場合は記入すること

【集合研修】

1 日目（7 時間分）うち科目の含むべき内容に該当しない時間： 0 時間

研修方法：□対面研修

■ライブ配信による研修（受講者・講師等の両者がオンライン 講師のみオンライン）

□ハイフレックス型研修

開講時間	テーマ	展開内容	留意事項等 (使用する教材・テキスト、備品、使用する課題等)	担当講師
09:30～11:00 (90 分間：2 時間) (休憩 10 分)	認知症について	<p>(講義)</p> <p>○ 認知症の病態生理と臨床診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の疫学、定義、用語について理解を深める。 ・ 認知症で認められる認知機能障害および認知症の心理症状 (BPSD) について理解を深める。 ・ 類似した精神神経疾患の症候と病態、およびについて理解を深める。 <p>○ 疾患と治療</p> <p>○ 概要と、非薬物療法及び薬物療法について理解を深める。</p> <p>○ 認知症様の症状をきたす疾患の特徴と治療について理解を深める。</p> <p>・ グループ内で事前課題①②を共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○ほか「認知症の○○」(○○出版、2023) ・ 講師作成資料 ・ PC、プロジェクト ・ 事前課題①②を活用 ・ 1G に1名のファシリテーターを配置 	○○ ○○ ・ 担当講師名、補助講師名を記載すること
11:10～11:55 (45 分間：1 時間)	認知症の生活支援に必要な知識技術①	<p>(講義)</p> <p>○ 認知症の発症からエンドオブライフに対応した症状マネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の発症からエンドオブライフに対応し、認知症の人が継続した生活を送ることができるようにマネジメントできる。 <p>○ パーソンセンタードケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人を全人的にとらえる視点を養うとともに、その人の健康と尊厳ある生活を支援するために必要とされる認知症ケアの専門性と役割について理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○ほか「認知症の○○」(○○出版、2023) ・ 講師作成資料 ・ PC、プロジェクト ・ 事前課題②③でまとめた内容を活用 	○○ ○○ ・ ファシリテーターの役割等について記載すること

11:55～13:00 昼休憩			を深める。		状況に応じてファシリテーターと打合せ実施	
13:00～13:45 (45分間:1時間) (休憩10分)	認知症の生活支援に必要な知識技術②		<p>(講義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活・療養環境に求められるケアマネジメント ・認知症の人にとっての環境の意味を理解しとうえで、認知症の特性を踏まえた生活・治療環境の調整方法について理解を深める。 ○認知症の人の生活機能に焦点をあてたアセスメント <p>話に支障をきたしている誘因・要因を維持・向上に向けたケア計画をた生活支援について理解を深める。</p> <p>理症状 (BPSD) のアセスメントと</p> <p>動・心理症状 (BPSD) を悪化させる要因・誘因に働きかけ、予防・緩和する方策について理解を深める。</p> <p>○認知症の人の家族支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人と家族に対する支援の方策について理解を深める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・○○○ほか「認知症の○○」(○○出版、2023) ・講師作成資料 ・PC、プロジェクター ・事前課題②③でまとめた内容を活用 	○○ ○○
13:55～16:10 (135分間:3時間)	認知症の生活支援に必要な知識技術③		<ul style="list-style-type: none"> ・講義、演習の展開内容は具体的に記載すること ・実技(試験)がある場合は、実施方法について具体的に記載すること ・事前課題を講義で活用する場合は、どの時間にどの課題を、どのように活用するのか記載すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・講師作成資料 ・PC、プロジェクター ・1Gに1名のファシリテーターを配置 	○○ ○○

		<ul style="list-style-type: none"> ・事前課題③の支援課題も参考にする ・課題の抽出、要因分析、アセスメント、ケアプランの立案 ○グループ発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前課題②③でまとめた内容を活用 	
--	--	---	---	--

2日目（9時間分）（うち科目の含むべき内容に該当しない時間： 1 時間）

研修方法： ■ 対面研修

ライブ配信による研修（ 受講者・講師等の両者がオンライン 講師のみオンライン）

ハイフレックス型研修

開講時間	テーマ	展開内容	留意事項等（使用する教材・テキスト、備品、使用する課題等）	担当講師
〇〇～〇〇（45分 間：1時間）	〇〇〇	〇〇・・・	〇〇	〇〇 〇〇
〇〇～〇〇（90分 間：2時間）	〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・科目の含むべき内容に該当しない時間（筆記試験など）についても記載すること。その際、「研修時間外」等の記載をすること ・休憩時間についても記載すること ・評価試験（筆記試験）がある場合、試験時間が適切に確保されていること 		〇〇 〇〇
〇〇～〇〇（昼休 憩）				
〇〇～〇〇（135分 間：3時間）	〇〇〇			〇〇 〇〇
〇〇～〇〇（休憩）				
〇〇～〇〇（90分 間：2時間）	〇〇〇	〇〇・・・		〇〇 〇〇
〇〇～〇〇（60分 間：研修時間外）	筆記試験	筆記試験50問程度。「研修の企画・展開の手引き」の「習得すべき知識」等から作成		〇〇 〇〇

認証申請する研修

(1) 研修の実施予定	
科目名	認知症
実施日	①○○○○
	②○○○○
	③
開催場所（会場）	①○○介護福祉士会会議室
	②○○会館
	③
(2) 講師	
氏名及び略歴	氏名：○○ ○○
	(現職) ○○大学福祉学部○○学科 准教授
	(資格・学位) 看護師、介護支援専門員、介護教員講習会修了、医療的ケア教員講習会修了、福祉学（修士）
	(学歴・職歴) 2013年3月 ○○大学大学院福祉学研究科修了 福祉学（修士） 1995年～2000年 ○○病院（看護師） 2000年～2005年 訪問看護ステーション○○（看護師） 2005年～2010年 特別養護老人ホーム○○（看護師、介護支援専門員） 2010年～2015年 認知症型グループホーム○○（管理者） 2015年～2020年 ○○大学福祉学部○○学科 講師 2020年～現職
	(本科目に関する講師歴・研究業績等) ・認知症の理解Ⅰ（介護福祉士養成課程） ・こころとからだのしくみ（介護福祉士養成課程） ・発達と老化の理解（介護福祉士養成課程） ・医療的ケア（介護福祉士養成課程） ・認知症に関する市民向け公開講座講師（○○市社会福祉協議会主催、2015年～2018年）

・実施日が審査結果通知の時期と近い場合、実施日までに認証が間に合わないことがあります。（認証されなかった場合は、再審査結果がでるまでにさらに数か月程度時間がかかるため、実施日の変更等の必要がでてくるため、早め早めの申請をお願いします。）

【例】結果通知（10月）⇒修正・再審査⇒再審査結果通知（翌1月～2月）

ライブ配信の場合は配信拠点を記載

担当科目に関する資格をお持ちの場合は必ず記載ください

業績が多くある場合は、できる限り担当科目に関係のある講師歴・研究業績にしぼり記載ください。

<p>該当科目を担当するにあたり、講師要件が確認できるような記述を入れてください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護研究・研修センター（〇〇〇〇年度〇〇委員） ・「認知症を理解する」（単著、〇〇〇〇年、〇〇出版） ・「認知症に関する〇〇」（共著、〇〇〇〇年、〇〇出版） ・「認知症高齢者の在宅支援」（単著論文、『介護福祉士』〇〇号、日本介護福祉士会） ・認知症ケアの実践—〇〇の取組み—（第〇〇回日本介護学会にて発表）
	<p>（本科目の担当講師として選定した理由）</p> <p>当該科目における十分な知識・専門性を有し、研究業績、講師等の教育経験もあることから、担当講師の要件に合致していると思われるため講師依頼した。</p>
<p>（３）実施体制</p>	
<p>研修の企画運営の組織 （担当部局・人員）</p>	<p>公益社団法人〇〇介護福祉士会 認定介護福祉士養成研修担当 〇名</p>
<p>研修管理責任者職名</p>	<p>公益社団法人〇〇介護福祉士会 会長</p>
<p>研修管理責任者氏名</p>	<p>〇〇 〇〇</p>
<p>（４）研修履歴の管理</p>	
<p>受講履歴の管理方法</p>	<p>紙媒体及び電子媒体により管理。データ保存期間は最低10年とし、その後は紙媒体にて保存。</p>
<p>受講履歴の証明</p>	<p>各科目修了後に〇〇介護福祉士会会長名で科目の修了証を発行</p>

・保存方法について記載すること。
研修に関するデータや台帳の保存期間は最低10年

【研修実施報告書】 研修修了後1月以内に提出すること。事後課題の採点等により提出が送れる場合は事務局までお知らせください。記入方法は申請書類に準拠する。

(様式第2号)

年 月 日

認定介護福祉士認証・認定機構
機構長 様

団体名 : _____

代表者 : _____ (印)

研修実施報告書

認証年度 : _____

認証番号 : _____

研修の名称 : _____

領域名 : _____

科目名 : _____

単位数 : (_____ 単位)

下記書類を添えて上記科目に係る研修の実施報告書を提出します。

〈提出書類一覧〉

研修実施報告書 (様式第2号) (本書)

研修募集要項

(申請担当者)

所属	
氏名	
TEL	
FAX	
E-mail	
住所 (通知等送付先)	〒

== 機構使用欄 ==

研修実施報告書

認証年度／認証番号	年度 認証番号 ()	
申請対象の 領域名		
科目名		
研修名		
実施日	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)	
会場名 (住所)		
研修目標		
到達目標		
研修内容	研修プログラム (時間)	講 師
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
受講申込者数	人	
受講決定者数	人	
修了者数	人	
受講費	円	
備考		

【更新申請書】様式第3号、別紙1～3、様式第4号を提出すること。記入方法は申請書類に準拠する。

(様式第3号)

年 月 日

認定介護福祉士認証・認定機構
機構長 様

団体名： _____
代表者： _____ (印)

研修認証更新申請書

認証申請する研修の名称： _____

領域名： _____

科目名(単位数)： _____ (_____ 単位)

申請の区分：新規申請 更新申請(認証番号： _____)

下記書類を添えて上記科目に係る研修の認証の更新を申請します。

〈提出書類一覧〉

- 認定介護福祉士研修認証更新申請書(様式第3号)(本書)
- 認定介護福祉士研修認証更新申請書(別紙1)(認証申請する科目に係る研修の内容)
- 認定介護福祉士研修認証更新申請書(別紙2)(集合研修における具体的なコマシラバス)
- 認定介護福祉士研修認証更新申請書(別紙3)(認証申請する研修の実施体制等)

(申請担当者)

所属	
氏名	
TEL	
FAX	
E-mail	
住所 (通知等送付先)	〒

==機構使用欄=====

認証申請する科目に係る研修の内容

1 申請する研修

認証申請する研修の名称		
申請対象の領域		
科目名		
教育目的		
到達目標		
研修方法 研修時間	<input type="checkbox"/> 対面研修課程	時間
	<input type="checkbox"/> ライブ・リアルタイム配信による研修（受講者・講師等の両者がオンライン（ZOOM等）に参加して行う研修）課程	時間
	<input type="checkbox"/> ライブ・リアルタイム配信による研修（講師等のみオンライン（ZOOM等）に参加して行う研修）課程	時間
	<input type="checkbox"/> オンデマンド配信による研修課程	時間
	<input type="checkbox"/> 受講者が対面研修とライブ・リアルタイム配信による研修を選択できるハイフレックス型研修課程	時間
	<input type="checkbox"/> 課題学習課程	時間
	合計	時間
修了要件 ※修了評価を行う条件	全課程への出席を原則としていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	やむを得ない場合の合計 30 分以内の遅刻・早退を認める場合の対応の具体的な代替措置等の具体的内容	
	すべての課題を提出して合格していること等を原則としていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	課題の提出がない場合や不合	

	格があった場合の代替措置等の具体的内容（基準）	
	その他の要件（課題の評価基準等）	
修了評価 ※習得度、研修成果の確認方法及び評価基準	評価の方法	
	評価担当者	
	判断根拠（到達度を評価する具体的方法、評価基準）	
	到達目標に達していない場合の別途の対応の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	別途対応がある場合は、その内容を具体的内容	
	その他	
定員	定員数	人
講師等の体制	人 選定基準（科目ごとの基準における講師要件）：	
	（補助講師の配置） 配置の有無： <input type="checkbox"/> あり（ 人） <input type="checkbox"/> なし 選定基準：	
	（ファシリテーターの配置） 配置の有無： <input type="checkbox"/> あり（ 人に対し1名配置） <input type="checkbox"/> なし 選定基準：	

2 受講者

受講対象 (受講要件)	認定介護福祉士研修認証基準の受講要件を満たしていることの確認の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	(科目ごとの受講要件)	

認証申請する研修の実施体制等（届出事項）

（1）研修の実施予定	
科目名	
実施日	①
	②
	③
開催場所（会場）	①
	②
	③
（2）講師	
氏名及び略歴	氏名：
	（現職）
	（資格・学位）
	（学歴・職歴）
	（本科目に関係する講師歴・研究業績等）
	（本科目の担当講師として選定した理由）
研修の企画運営の組織 （担当部局・人員）	
研修管理責任者職名	
研修管理責任者氏名	
（4）研修履歴の管理	
受講履歴の管理方法	
受講履歴の証明	

(様式第4号)

自己評価報告書

申請団体名			
申請団体代表者氏名			
申請者職名			
認証年／認証番号	年 認証番号 ()		
申請対象の領域名			
科目名			
研修名			
自己評価			
	評価項目	評価	コメント(評価理由)
1	運営の責任者、運営の責任体制は明確になっていますか		
2	実施上の諸規程が整備されていますか		
3	研修管理責任者は適任ですか		
4	研修管理責任者の連絡先は明確になっていますか		
5	研修の単位付与は、すべての介護福祉士に開かれていますか		
6	事業を委託、又は共同で行う場合、委託先、共催者は適切ですか。		
7	実施担当者数は適切ですか		
8	財政等事業継続に関して安定していますか		
9	提供する研修の形態、方法は適切ですか		
10	研修の課題設定は適切ですか		
11	研修の講師は適任ですか(選定方法、選定結果)		
12	研修の質は水準を適切ですか(受講者が到達目標をクリアできますか)		
13	研修の事後評価はなされていますか		
14	受講費は適切ですか		

15	修得度評価は適切になされていますか		
16	到達目標は事前に示されていますか		
17	受講者からの意見や感想等を把握していますか		
18	教材は適切に準備、使用されていますか		
19	研修の実施場所、環境は適切ですか		
20	受講履歴は適切に管理されていますか		
21	個人情報の管理は適切になされていますか		

7. 研修修了証

養成研修受講者がそれぞれの科目を修了した証として、実施団体は修了証を発行すること。(修了証は認定介護福祉士の申請の際に必要となります)

研修修了証には、以下の事項を必ず盛り込むこと(記載がない場合は、認定介護福祉士認定申請の際に再発行をお願いする場合があります)

- ・ 認証番号
- ・ 研修科目名
- ・ 研修(科目)の実施日
- ・ 研修(科目)の修了日
- ・ 受講生氏名
- ・ 受講生生年月日
- ・ 証明日

8. 諸規定

1) 認定介護福祉士研修認証規則

認定介護福祉士研修認証規則

(目次)

第1章 総則

第2章 研修認証部会

第3章 研修の認証

第1節 認証

第2節 更新

第3節 取消し

第4節 不服申立

第4章 個人情報保護

第5章 補則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、認定介護福祉士認証・認定機構規則第3条第1項第2号の規定に基づく事業を行うため、認定介護福祉士の認定要件となる研修の認証に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において研修とは、その他名称の如何を問わず介護福祉士が知識の獲得及び技術を向上させるために受けるものをいう。

2 研修認証とは、介護福祉士に対する研修の実施内容及び条件等を評価し、認定介護福祉士

の研修認証基準に適合するものを認証することをいう。

第2章 研修認証部会

(研修認証部会)

第3条 研修認証に関する事項の審議を行うために、認定介護福祉士認証・認定機構運営委員会(以下「運営委員会」という。)に研修認証部会を置く。

2 研修認証部会の部会員及び運営については、別に定める。

第3章 研修の認証

第1節 認証

(認証申請)

第4条 認証を希望する研修実施団体は、認定介護福祉士認証・認定機構(以下「機構」という。)に対し、機構が定める申請書類を提出するとともに、公益社団法人日本介護福祉士会(以下「本会」という。)に対し運営委員会が定める審査料を支払わなければならない。

2 認定介護福祉士研修認証基準(以下、「認証基準」という。)第1条別表1「認定介護福祉士養成研修カリキュラム」に基づき、機構に認証申請を行うものとする。

3 認証申請は、科目単位でも申請できる。ただし、「生活支援・介護過程に関する領域」及び「自立に向けた介護実践の指導の領域」については、領域単位とする。

(認証の対象)

第5条 各種研修の実施団体は、介護福祉士に対する各種研修について本機構の認証を受けることができる。

(認証基準)

第6条 認定介護福祉士研修認証の基準は、認証基準による。

(審査)

第7条 審査は、研修認証部会が、原則として毎年1回以上、認証申請書の審査によって行う。

2 機構は、申請に至る過程で必要な助言、指導等について、随時行うことができるものとする。

3 研修認証部会は、審査結果に基づき、研修の認証に関する総括審査報告書を作成し、運営委員会に報告する。

(認証)

第8条 運営委員会は、研修認証部会において基準に適合すると認められた研修の科目又は領域について認証する。

2 機構長は、常任理事会に対して、第1項により認証した研修について、前項により認証証を発行する前に、報告するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 認証時に提出されている申請書類の内容に変更が生じた場合は、研修実施団体は遅滞なく機構に届け出ることとする。

(認証の有効期間)

第10条 認証の有効期間は、認証された研修の開始の日より3年間並びに認証更新の日より3年間とする。ただし、第17条の規定により認証を取り消されたときは、認証の有効期間に関わらず、研修認証は、取り消された日をもって終了する。

(同一団体からの別途の申請)

第 11 条 既に認証を受けた研修実施団体が、新たな研修を行う場合には、当該研修に関して新たに認証申請を行わなければならない。

(研修の他機関への委託)

第 12 条 認証を受けた研修実施団体は、当該研修の開催企画、実施、評価及び修了証の発行の一部を原則として他の既に認証を受けた研修実施団体に委託することができる。ただし、申請時に委託について申し出なければならない。

第 2 節 更新

(更新)

第 13 条 研修の認証は、3 年ごとに更新する。

2 更新に際しては、研修実施団体より提出された自己評価報告書に基づき評価を行う。

(経費の負担)

第 14 条 研修の認証及び更新申請、事前の助言指導等に関して必要な経費及び認証後の経費は、別に定める基準に従い、研修実施団体が負担するものとする。

(認証後の遵守事項)

第 15 条 認証を受けた研修実施団体は、研修の案内、その他の文書に機構により認証された研修であることを記述しなければならない。

2 認証を受けた研修の実施団体は、機構が定める認証にあたっての遵守事項を遵守しなければならない。

(認証の公表)

第 16 条 認証を受けた研修及びその実施団体の名称は、本会のホームページに公表する。

第 3 節 取消し

(認証の取消)

第 17 条 機構長は、次の各号に掲げる事由により、研修認証部会及び運営委員会の審議を経て、機構理事長が研修の認証を取り消すことができる。

(1) 研修運営に関して認証申請書記載内容と著しく差異が生じたとき

(2) 認証基準に著しく違反する事実が確認されたとき

2 第 1 項の規定に基づき研修の認証を取り消した場合は、本会のホームページに公表する。

第 4 節 不服申立

(不服申立)

第 18 条 研修実施団体は、次の各号に掲げる場合は、次の各号の事由が生じた日から 60 日以内に、不服申立をすることができる。

(1) 認証申請した研修が認証されなかったとき

(2) 認証が取り消されたとき

(審査手続き)

第 19 条 不服申立審査手続については、認定介護福祉士研修認証規則施行細則による。

第 4 章 個人情報保護

(個人情報保護)

第 20 条 機構は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に管理しなけれ

ばならない。

第5章 補則

(改廃)

第21条 この規則の変更は、運営委員会の決議を経るものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるものの他、研修認証に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和4年2月25日から施行する。

認定介護福祉士認証・認定機構研修認証規則の委託を認める場合について

認定介護福祉士認証・認定機構研修認証規則第12条の委託を認める場合は、次のとおりとする。

1 研修の委託に関しては、委託元（研修認証申請団体）が委託事項についての管理・監督の責任を負うものとする。

2 適切な研修企画運営を担保するものとして、既に認証を受けた実績があることを原則とする。

3 2により難しい場合の認証実績のない団体への委託については、委託先の団体が適切に運営できること、委託元が管理・監督を適切に行うなど研修の質や履修管理について責任を負うこととし、研修認証申請時に次の書類を添付すること。

(1) 委託先団体の規約（根本規則、プライバシーポリシー）

(2) 委託契約書の写し

2) 認定介護福祉士 研修認証規則施行細則

認定介護福祉士 研修認証規則施行細則

(目次)

第1章 研修の認証

第1節 認証手続

第2節 更新

第3節 調査

第4節 再認証

第2章 不服審査

第1節 不服審査委員会

第2節 不服申立審査手続

第3章 費用の負担

第4章 雑則

附則

第1章 研修の認証

第1節 認証手続

(申請手続)

第1条 研修認証を申請する団体（以下、「申請団体」という。）は、認定介護福祉士認証・認定機構（以下、「機構」という。）に対し、研修認証申請書（様式第1号）を提出しなければならない。その際、当該申請団体は、公益社団法人日本介護福祉士会（以下、「本会」という）に対し、認定介護福祉士認証・認定機構運営委員会（以下、「運営委員会」という）が定める審査のための費用を支払わなければならない。

2 申請団体は、原則として研修の実施日以前の機構が定める日までに認証申請を行わなければならない。

3 申請団体は、認定介護福祉士認証部会（以下「部会」という。）又は研修審査員から、第1項に掲げるもの以外の追加資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第2条 申請団体は、研修認証部会が審査を開始した日以降に申請を取り下げるときは、文書により行わなければならない

2 前項の取り下げを行った場合でも、審査のための費用については返還しない。

(審査)

第3条 研修審査員は、申請団体から提出された資料の書面審査をもとに、審査報告書を作成し、研修認証部会に提出する。ただし、申請団体の現職の関係者は、当該団体の申請した研修の審査は行えない。

第4条 部会は、審査報告書に基づき、総括審査報告書を作成し、運営委員会に提出する。ただし、申請団体の現職の関係者は、当該団体の申請した研修の総括審査報告書の作成には加わることができない。

第5条 運営委員会は、総括審査報告書について審議し、認証審査結果を決定する。ただし、申請団体の現職の関係者は、当該団体の申請した研修の認証の審議・決定には加わることができない。

(審査手続要領)

第6条 認定介護福祉士研修認証規則第7条に定める研修認証審査を行うにあたっては、本会のホームページに審査手続きの要領を掲載する。

(遵守事項)

第7条 認定介護福祉士研修認証規則第15条に定める認証後の遵守事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 研修の認証を受けた団体（以下「研修実施団体」という。）は、研修を実施・終了したときは、終了後1月以内に機構に対して実施報告書（様式第2号）を提出しなければならない。実施報告の内容は、次に掲げる事項とする。

ア 募集要項記載事項

イ 受講者人数

ウ その他機構が指定する事項

(2) 認証された研修に変更が生じたときは、当該変更事項を速やかに機構に届け出るものとする。なお、認定介護福祉士研修認証規則第10条の認証の有効期間内であっても重大な変更があったときは、再認証を要する場合がある。

(3) 研修期間中に研修実施に支障が生じたときは、研修受講者に不利益が生じない措置を講じること。

(情報公開)

第8条 認証された研修についての次に掲げる事項は、本会のホームページ等で公開する。

(1) 研修実施団体の名称、所在地及び代表者氏名

(2) 研修管理責任者氏名

(3) 該当科目と単位数、研修名称、研修プログラム内容、担当講師、開催予定期日

(4) その他機構が必要と認める事項

第2節 更新

(更新)

第9条 認定介護福祉士研修認証規則第13条に定める認証の更新を受けようとする研修実施団体（以下、「認証更新申請団体」という。）は、認証された研修の開始の日から3年目に、その後は3年ごとに更新申請をしなければならない。

(更新手続き)

第 10 条 認証更新申請団体は、機構に対し、次の各号に掲げる申請書類を提出しなければならない。その際、当該認証更新申請団体は、本会对し、運営委員会が定める審査のための費用を支払わなければならない。

- (1) 研修認証更新申請書（様式第 3 号）
- (2) 自己評価報告書（様式第 4 号）

第 3 節 調査

第 11 条 機構は、研修受講者や関係者から機構に対し実施体制や研修プログラムに問題があるなどの指摘があった場合には、研修実施団体に対し調査を行うことができる。

- 2 前項の調査の結果、認証申請内容と著しく異なるなど認証研修として改善が必要とされたときは、機構は、当該研修実施団体に対し、改善の指導を行う。なお、研修実施団体が改善の指摘を受けたにもかかわらず改善がなされない場合には、認証を取り消すことができる。

第 4 節 再認証

第 11 条の 2 再認証の手続きについては、第 1 節を準用する。

第 2 章 不服審査

第 1 節 不服審査委員会

（不服審査委員会）

第 12 条 認定介護福祉士研修認証規則第 18 条の不服申立に対する審査を行うための委員会として、不服審査委員会を置く。

- 2 不服審査委員会の委員は、部会の部会員を兼ねることができない。
- 3 不服審査委員会の委員及び運営については、別に定める。

第 2 節 不服申立審査手続

（不服申立の申請）

第 13 条 認定介護福祉士研修認証規則第 18 条第 1 号の規定に基づく不服申立は、認証基準に適合しないという判定について、その結論の基礎となっている事実誤認の有無についてのみ、根拠となる関連資料を付して行うことができる。

- 2 事実関係の内容を確認するための関連資料は、すでに当該団体が提出している申請資料のほか、審査結果を受領した日から 60 日以内に提出した資料とする。
- 3 不服審査委員会は、必要と判断した場合、当該団体から意見を聴取することができる。

第 14 条 認定介護福祉士研修認証規則第 18 条第 2 号の規定に基づく不服申立は、認証の取消しの判定について、その結論の基礎となっている事実誤認の有無についてのみ、根拠となる関連資料を付して行うことができる。

- 2 事実関係の内容を確認するための関連資料は、すでに当該団体が提出している資料のほか、

当該認証が取り消された日から 60 日以内に提出した資料とする。

3 不服審査委員会は、必要と判断した場合、当該団体から意見を聴取することができる。

第 15 条 不服審査委員長は、不服申立に対する裁決案を作成し、運営委員会に報告しなければならない。

第 16 条 運営委員会は、不服申立に対する裁決案について審議し、不服申立に対する裁決を決定する。

第 3 章 費用の負担

第 17 条 第 1 条及び第 10 条の申請者は、審査のための費用を負担しなければならない。

2 審査のための費用には、認証審査料の他、認証の公表に関する費用を含むものとする。

3 審査のための費用は、次の各号に掲げる額とする

(1) 第 1 条の申請 1 科目あたり 3 万円（消費税を含む。）

(2) 第 10 条の申請 1 科目あたり 3 万円（消費税を含む。）

4 一度納入した審査のための費用については、理由の如何に関わらず、返還しない。

第 4 章 雑則

(改廃)

第 18 条 この細則の変更は、運営委員会の承認を経るものとする。

(委任)

第 19 条 この細則に定めるものの他、研修認証審査の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。

3) 認定介護福祉士養成研修 認証審査要綱

認定介護福祉士養成研修 認証審査要綱

1. 研修審査員の選定

認定介護福祉士研修認証部会設置・運営規程第4条2項に定める作業部会の委員について、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 研修審査員の選定は、認定介護福祉士研修認証部会（以下「部会」という。）が専門分野などを勘案して行う。
- (2) 研修審査員3名のうち、1名を幹事審査員とする。研修審査員及び幹事審査員は部会長が指名する。
- (3) 幹事審査員は、当該認証研修の審査について部会に出席することができる。
- (4) 研修団体と特別の利害関係を有する研修審査員は、当該認証申請の審査には加わらない。

※参考 認定介護福祉士研修認証委員会設置・運営規程

(作業部会)

第4条 部会に第2条1項第3号及び第4号に規定する業務を行うための作業部会を設けることができる。

2 作業部会の委員は、部会員及び学識経験者等から部会長が指名する。

2. 研修審査員による審査の期間

- (1) 研修審査員による審査期間は、1か月とする。
- (2) 研修審査員は、「審査報告書」を幹事審査員及び事務局に送付しなければならない。

3. 研修審査員による審査

- (1) 審査にあたって、審査書類の内容に疑問がある場合は、幹事審査員は、申請団体に対し、事務局を通じて、追加の資料を請求することができる。
- (2) 審査書類の内容に不備（記入漏れ等）がある場合は、幹事審査員は、申請団体に対し、事務局を通じて、当該不備の修正を請求することができる。
- (3) 申請団体は、追加の資料請求又は不備の修正を求められた場合には、遅滞なく追加の資料又は修正した書類を提出するものとする。

4. 部会による審査手続き

- (1) 部会は、各研修審査員による「審査報告書」に基づき、申請された研修の総合評価を行う。
- (2) 評価は、「適」、「意見付き適」、「条件付き適」及び「却下」の4種類とする。
- (3) 部会は、「適」、「意見付き適」、「条件付き適」及び「却下」の評価を付した「統括審査報告書」を作成し、認定介護福祉士認証・認定機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）に対し、これを提出する。

※参考 認定介護福祉士研修認証規則

(審査)

第7条 審査は、研修認証部会が、原則として毎年1回以上、認証申請書の審査によって行う。

2 機構は、申請に至る過程で必要な助言、指導等について、随時行うことができるものとする。

3 研修認証部会は、審査結果に基づき、研修の認証に関する総括審査報告書を作成し、運営委員会に報告する。

※参考 認定介護福祉士研修認証規則施行細則

(審査)

第3条 研修審査員は、申請団体から提出された資料の書面審査をもとに、審査報告書を作成し、部会に提出する。ただし、申請団体の現職の関係者は、当該団体の申請した研修の審査は行えない。

第4条 部会は、審査報告書に基づき、総括審査報告書を作成し、運営委員会に提出する。ただし、申請団体の現職の関係者は、当該団体の申請した研修の総括審査報告書の作成には加わることができない。

(4) 部会は、研修審査員の「審査報告書」の内容に疑問があり、幹事審査員の補足説明によっても疑問が残る場合は、申請団体に対し、事務局を通じて、追加の資料を請求することができる。

(5) 部会は、「条件付き適」（認証ができないと判断された研修で、申請内容の一部修正をすることで認証基準を満たすことができる場合）とされた申請について、申請団体に対し、事務局を通じて、申請内容の一部修正を求めることができる。

(6) 申請団体は、申請内容の一部修正を求められた場合には、原則として30日以内に修正した書類を事務局に提出するものとする。

5. 運営委員会による審査の手続き

(1) 運営委員会は、「総括審査報告書」に基づき、認証の可否等について協議・決定する。

6. 認証審査結果の申請団体への通知

(1) 運営委員会における認証の可否の結果は、公益社団法人日本介護福祉士会常任理事会（以下、「本会」という。）への報告を経て、申請団体に対し、速やかに文書によって通知する。

(2) 機構長は、研修を認証認する場合は、本会会長及び機構長の連名で、認証証を発行する。

※参考 認定介護福祉士研修認証規則

(認証)

第8条 運営委員会は、研修認証部会において基準に適合すると認めた研修の科目又は領域について認証する。

2 機構長は、前項により認証した研修について、本会会長及び機構長の連名で認証証を発行する。

※参考 認定介護福祉士研修認証規則施行細則

第5条 運営委員会は、総括審査報告書について審議し、認証審査結果を決定する。ただし、申請団体の現職の関係者は、当該団体の申請した研修の認証の審議・決定には加わることができない。

付則

この要綱は、令和4年2月25日より適用する。

4) 認定介護福祉士養成研修 研修認証基準における機構の定める研修について――

研修認証基準における機構の定める研修について

認定介護福祉士研修認証基準第2条(3)受講要件における機構の定める研修については、次のとおりとする。

1. 機構の定める研修とは、「小規模チームのリーダー養成を目的とした介護福祉士ファーストステップ研修ガイドライン ～研修の企画、展開の指針(平成21年3月 全国社会福祉協議会)」の内容を満たす介護福祉士ファーストステップ研修及び、認知症介護研究・研修センターの実施する認知症介護指導者養成研修及び、群馬県の実施するぐんま認定介護福祉士養成研修とする。

2. 認定介護福祉士養成研修を受講する者であり、研修実施団体の課すレポート課題又は受講試験を免除しようとする者は、「認定介護福祉士概論」科目を受講する研修実施団体に対し、1に定める研修の修了証明書の写しを提出するものとする。

3. 「認定介護福祉士概論」科目を開講する研修実施団体は、受講者より1に定める研修の修了証明書の写しが提出され、その内容を確認した場合には、受講要件であるレポート課題又は受講試験を免除しなければならない。

【参考】認定介護福祉士研修認証基準第2条(3)受講要件

(1) 次のアからウのいずれをも満たしていること。

ア 介護福祉士資格取得後の実務経験5年以上(実務経験の考え方は介護福祉士国家試験の受験資格に準ずる)

イ 介護職員を対象とした現任研修の受講歴として、100時間以上の履歴を有していること。

ウ 研修実施団体の課すレポート課題又は受講試験において一定水準の成績を修めていること。

ただし、機構の定める研修を修了している場合は免除する。

なお、レポート課題又は受講試験の実施は、「認定介護福祉士概論」を実施する研修団体において行うこと。

9. 問合せ先

認定介護福祉士認証・認定機構 事務局

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-1-13 小野水道橋ビル 5 階 日本介護福祉士会内

TEL : 03-5615-9499 FAX : 03-5615-9296

MAIL : nintei@jaccw.or.jp